坂出市地域防災計画
参考資料

第１２章
避難関係

［危機管理課］

１２－１　坂出市指定避難所一覧

施設名	所在地	電話番号	１階床高さ（m）	地盤高さ※1（m）	適合性※2 洪水L1	洪水L2	土砂災害	津波	高潮	床面積合計（㎡）	避難収容有効床面積（㎡）	避難収容人数※3，※4 一時（人）	収容（人）	男性用トイレ 大（基）	小（基）	洋（基）	女性用トイレ 大（基）	洋（基）	多機能トイレ 小（基）	洋（基）	給水設備 上水道（口）	その他（井戸等）	飲料用貯水タンク（t）	スロープの有無	非常用発電設備（kVA）	備蓄物資※5（人分）	屋外部分面積（㎡）	有効部分面積判明分（㎡）
坂出小学校	白金町 1-3-7	46-2124	0.8	1.2	△	△	○	△	△	8,280	4,064	4,795	2,717	6	37	15	6	22	0	3	2	無	－	有	－	80	6,731	
坂出工業高等学校 心技館	御供所町 1-1-2	46-5191	0.5	0.2	△	△	○	△	△	728	607	357	202	0	3	1	1	2	0	0	3	無	－	無	－	60	16,818	
坂出商業高等学校 新体育館	青葉町 1-13	46-5671	0.5	2.1	○	△	○	○	△	1,550	1,200	705	400	0	3	1	0	2	0	0	3	無	－	有	－	60	15,949	
香川大学教育学部附属坂出中学校体育館	青葉町 1-7	46-2695		2.2	○	△	○	○	△	794	794	467	264									無	－					
坂出高等学校 体育館	文京町 2-1-5	46-5125	0.91	2.1	△	△	○	△	△	1,636	1,216	715	405	0	3	1	1	2	0	1	8	無	－	有	－	60	25,691	
香川大学教育学部附属坂出小学校体育館	文京町 2-4-2	46-2692		1.7	△	△	○	△	△	673	673	395	224									無	－					
坂出第一高等学校　体育館・武道場	駒止町 2-1-3	46-2157		1.4	△	△	○	△	△	1,722	1,532	901	510									無	－		－		－	
中央体育館	寿町 3-1-2	－	0.8	0.23	△	△	○	△	△	759	639	375	213	2	4	0	3	0	0	0	7	無	－	有	－	80	6,368	
市民ふれあい会館	本町 1-2-1	44-5070	－	1.1	○	○	○	△	△	1,634	1,627	957	542	3	6	2	3	2	0	1	8	無	9	有	－	60	177	
坂出市立体育館	入船町 2-1-59	45-6670	－	2.9	○	○	○	△	△	6,854	2,676	1,574	892	8	16	0	15	0	0	1	38	無	6	有	55	100	5,770	
東部小学校	室町 1-1-21	46-0234	1	1.2	△	△	○	△	△	5,230	2,861	3,076	1,743	0	35	15	0	28	0	1	0	無	－	有	－	120	6,654	
東部中学校	久米町 2-7-46	46-2159	1	0.3	△	△	○	△	△	5,072	2,142	2,945	1,669	5	35	8	12	22	0	2	6	無	－	有	－	120	11,388	
金山小学校	谷町 3-1-23	46-2329	0.8	12.8	○	○	○	○	○	3,418	1,802	1,959	1,110	0	21	5	0	18	0	2	1	無	－	有	－	160	3,852	
西庄小学校	西庄町 524-5	46-2662	0.8	5.47	△	△	○	○	○	2,431	1,337	1,386	785	1	19	7	1	14	0	0	1	無	－	無	－	80	7,656	
林田小学校	林田町 2215-1	47-0270	0.8	3.4	△	△	○	△	△	3,759	1,850	2,094	1,187	1	28	11	2	26	0	0	3	無	－	有	－	160	4,762	
加茂小学校	加茂町 1098-3	48-0601	0.8	8.5	○	△	○	○	○	2,901	1,465	1,627	922	0	17	4	3	12	0	1	3	無	－	有	－	90	7,043	
旧瀬居小学校	瀬居町 1500-1	46-9194	0.8	7.8	○	○	○	○	△	1,582	902	886	502	0	14	5	7	4	0	2	2	無	－	無	－	20	5,510	
瀬居中学校	番の州町 11	46-9193	1	2.9	○	○	○	○	△	1,762	894	982	556	0	10	2	3	7	0	0	2	無	－	無	－	20	13,669	
万葉会館	沙弥島 70-1	46-9154	0.5	3.8	○	○	○	○	○	961	630	370	210	2	4	1	2	2	0	1	2	無	－	有	－	20	844	
中央公民館　与島分館	与島町 102	43-0002	0.1	2.2	○	○	○	△	△	96	96	56	32	1	2	0	0	0	0	0	3	無	－	有	－	10	約 200	
与島開発総合センター	与島町 514-22	43-0766	0.5	4.8	○	○	○	○	○	585	268	157	89	2	4	0	2	0	0	1	13	無	－	有	－	20	397	
岩黒小・中学校	岩黒 240	43-0104	0.8	14	○	○	○	○	○	1,001	554	550	311	1	6	1	3	2	0	0	1	無	－	無	－	20	2,926	
中央公民館櫃石分館（旧櫃石小・中学校を含む。）	櫃石 585-17	43-0203	0.8	3	○	○	○	○	△	4,239	3,676	2,162	1,225	0	4	1	3	1	0	0	2	無	－	無	－	20	6,154	
府中小学校	府中町 1193-3	48-0610	0.8	16.8	△	△	○	○	○	3,127	1,614	1,780	1,008	4	35	6	17	7	0	2	2	無	－	無	－	200	6,166	
坂出中学校	小山町 2-1	46-1188	1	11.1	○	○	○	○	○	8,042	3,323	4,595	2,604	8	43	13	11	37	0	2	5	無	－	無	－	100	22,181	
川津小学校	川津町 3093-3	46-3884	1	28.9	○	○	○	○	○	4,053	2,080	2,322	1,316	0	25	12	1	22	0	1	1	無	－	無	－	160	7,819	
白峰中学校	林田町 181-1	47-0211	1	3.7	△	△	○	○	△	7,034	2,914	4,010	2,272	11	48	11	18	19	0	2	5	無	－	有	－	100	18,463	
松山小学校	高屋町 1050-1	47-0606	1	1.4	○	○	○	△	△	3,404	1,788	1,957	1,109	0	23	8	0	21	0	2	3	無	－	有	－	110	10,902	
交流の里おうごし	王越町木沢 1197-8	42-0102	0.8	13.2	○	○	△	○	○	1,578	1,018	872	494	1	7	1	1	4	0	1	1	無	－	有	－	60	3,810	

※1　地盤高さは 1/2500 の都市計画図より推計。階高は床面からすぐ上の階の床面までの高さ。1 階床高さは地盤面から建築物の 1 階床までの高さ。
※2　△の定義：災害危険箇所の近傍又は浸水想定区域に立地。避難所として使用の際は要注意。
※3　一時は，一時収容避難を前提に，避難収容有効床面積から避難者一人当たりの面積を 1.7 ㎡として収容人数を試算。
※4　収容は，収容避難を前提に，避難収容有効床面積から避難者一人当たりの面積を 3.3 ㎡として収容人数を試算。
※5　令和２年３月末現在の１日分の数量

［危機管理課］

１２－２　坂出市指定緊急避難場所一覧

施設名(41 施設)	住 所	電話番号	避難の適合性(○は適，―は不適)							
			洪水 Ｌ１	洪水 Ｌ２	集中 豪雨 (内水氾濫)	崖崩れ・ 土石流・ 地すべり	高潮	地震 (津波なし)	津波	大規模 な火事
坂出小学校	白金町 1-3-7	46-2124	△	△	○	○	△	○	―	○
坂出工業高等学校 心技館	御供所町 1-1-2	46-5191	―	―	―	○	―	○	―	○
坂出商業高等学校 新体育館	青葉町 1-13	46-5671	○	―	○	○	―	○	○	○
香川大学教育学部附属坂出中学校 体育館	青葉町 1-7	46-2695	○	―	○	○	―	○	○	○
坂出高等学校 体育館	文京町 2-1-5	46-5125	－	―	―	○	―	○	―	○
香川大学教育学部附属坂出小学校 体育館	文京町 2-4-2	46-2692	－	―	―	○	―	○	―	○
坂出第一高等学校 体育館・武道場	駒止町 2-1-3	46-2157	△	△	―	○	―	○	―	○
南部公民館	池園町 3-46	46-5480	○	△	○	○	△	○	○	○
中央体育館	寿町 3-1-2	なし	―	―	―	○	―	○	―	○
市民ふれあい会館	本町 1-2-1	44-5070	△	△	○	○	△	○	―	○
坂出市立体育館	入船町 2-1-59	45-6670	○	○	○	○	○	○	―	―
東部小学校	室町 1-1-21	46-0234	△	△	△	○	△	○	―	○
東部中学校	久米町 2-7-46	46-2159	△	△	△	○	△	○	―	○
市民広場	京町 1-3793-49	なし	―	―	―	―	―	○	―	○
金山小学校	谷町 3-1-23	46-2329	○	○	○	○	○	○	○	○
西庄小学校	西庄町 524-5	46-2662	△	△	○	○	○	○	○	○
西庄公民館	西庄町 456-9	46-6731	△	△	○	○	△	○	○	○
西庄文化センター(西庄児童館含む)	西庄町 1155-1	46-5884	△	△	○	△	○	○	○	○
林田小学校	林田町 2215-1	47-0270	△	△	△	○	△	○	○	○
白峰中学校	林田町 181-1	47-0211	△	△	△	○	△	○	○	○
林田公民館	林田町 636-5	47-0201	△	△	△	○	△	○	○	○
加茂小学校	加茂町 1098-3	48-0601	○	△	△	○	○	○	○	○
加茂公民館	加茂町 645-7	48-0350	○	△	○	○	○	○	○	○
旧瀬居小学校	瀬居町 1500-1	46-9194	○	○	○	○	△	○	○	○
瀬居中学校	番の州町 11	46-9193	○	○	○	○	△	○	○	○
万葉会館	沙弥島 70-1	46-9154	○	○	○	○	△	○	○	○
中央公民館 与島分館	与島町 102	43-0002	○	○	○	○	―	○	―	○
与島開発総合センター	与島町 514-22	43-0766	○	○	○	○	○	○	○	○
岩黒小・中学校	岩黒 240	43-0104	○	○	○	○	○	○	○	○
中央公民館櫃石分館(旧櫃石小・中学校を含む。)	櫃石 585-17	43-0203	○	○	○	○	○	○	○	○
府中小学校	府中町 1193-3	48-0610	△	△	△	○	○	○	○	○
府中公民館	府中町 1145-6	48-0101	△	△	△	○	○	○	○	○
香川県広域水道企業団 広域送水管理センター	府中町 1265-1	48-0511	○	○	○	○	○	○	○	○
香川県埋蔵文化財センター	府中町 5001―4	48-2191	○	○	○	○	○	○	○	○
坂出中学校	小山町 2-1	46-1188	○	○	○	○	○	○	○	○
川津小学校	川津町 3093-3	46-3884	○	○	○	○	○	○	○	○
川津公民館	川津町 4939	46-2553	○	△	○	○	○	○	○	○
川津文化センター	川津町 6100	45-6824	○	○	○	○	○	―	○	○
松山小学校	高屋町 1050-1	47-0606	○	○	○	○	△	○	―	○
松山公民館	高屋町 1100-1	47-0903	○	○	○	○	△	○	―	○
交流の里 おうごし	王越町木沢 1197-8	42-0102	○	○	○	△	○	○	○	○

※1　網掛けは，指定避難所を兼ねる施設
※2　△は，校舎等２階以上の避難が可能な施設

［危機管理課］

１２－３　坂出市水防時開設指定緊急避難場所担当一覧

避難時の居住環境(和室，トイレ，空調等があること)や過去の避難実績等を考慮し，水防時に開設する避難場所を指定緊急避難場所(41 箇所)の中から，13 箇所選定している。今後は，この 13 箇所を基本的に開設することとなるが，災害状況によっては，水防時開設指定緊急避難場所が使用できない場合もあり，指定緊急避難場所の開設情報については，状況に応じた施設および開設数を情報発信するなど，情報提供にあたっては注意が必要である。

番号	指定緊急避難場所名	住所	電話	担当課
1	市民ふれあい会館	本町 1-2-1	44-5070	生涯学習課
2	西庄公民館	西庄町 456-9	46-6731	かいご課
3	林田公民館	林田町 636-5	47-0201	林田出張所(総務課) こども課
4	加茂公民館	加茂町 645-7	48-0350	加茂出張所(総務課) 市民課
5	旧瀬居小学校	瀬居町 1500-1	46-9194	学校教育課 教育総務課
6	万葉会館	沙弥島 70-1	46-9154	文化振興課
7	香川県広域水道企業団 広域送水管理センター	府中町 1265-1	48-0511	税務課
8	川津公民館	川津町 4939	46-2553	川津出張所(総務課) 総務課
9	松山公民館	高屋町 1100-1	47-0903	松山出張所(総務課) 議会事務局 農業委員会
10	交流の里おうごし	王越町木沢 1197-8	42-0102	王越出張所(総務課) 政策課
11	岩黒小･中学校	岩黒 240	43-0104	地元自治会
12	中央公民館与島分館	与島町 102	43-0002	与島出張所(総務課)
13	中央公民館櫃石分館 (旧櫃石小･中学校含む)	櫃石 585-17	－	地元自治会
14	その他の指定緊急避難場所 開設時①	－	－	けんこう課
15	その他の指定緊急避難場所 開設時②	－	－	こども課 (幼稚園・保育所含む)

※　複数の部署が担当となっている指定緊急避難場所については，下線の部署を責任者とします。

14・15 の避難場所は，災害の種別により，水防時に開設する避難場所が開設できない場合，避難者が多数となり，開設した避難場所だけでは不足する場合などに，災害に応じた避難場所を検討し，本部会議において開設を決定します。

１２－４　坂出市福祉避難所一覧

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	施設区分	適合性				
						洪水Ｌ１	洪水Ｌ２	土砂災害	津波	高潮
1	清水園	西庄町 1635-1	46-4277	社会福祉法人 玉祉会	救護施設	○	○	－	○	○
2	養護老人ホーム ウエストガーデン	西庄町 1638	46-3837	社会福祉法人 和光福祉会	養護老人ホーム	○	○	－	○	○
3	特別養護老人ホーム 聖マルチンの園	沖の浜 1-5	46-3776	社会福祉法人 聖マルチンの家	特別養護老人ホーム	○	○	○	－	－
4	特別養護老人ホーム 松ヶ浦荘	大屋冨町 3100-13	47-3121	社会福祉法人 松寿会	特別養護老人ホーム	○	○	○	－	－
5	特別養護老人ホーム 愛生苑	西庄町 79-2	45-8880	社会福祉法人 永世会	特別養護老人ホーム	－	－	○	－	－
6	特別養護老人ホーム きやま	川津町 1986-8	45-0007	社会福祉法人 敬世会	特別養護老人ホーム	○	○	○	○	○
7	特別養護老人ホーム グランドガーデン	加茂町 628-6	56-3370	社会福祉法人 和光福祉会	特別養護老人ホーム	－	－	○	○	○
8	ケアハウス マイルドハート坂出	横津町 3-2-11	44-5255	社会福祉法人 鵜足津福祉会	軽費老人ホーム	－	－	○	－	－
9	ケアハウス ハイツ城山	川津町 1986-22	45-1179	社会福祉法人 敬世会	軽費老人ホーム	○	○	○	○	○
10	ケアハウス ローズガーデン	加茂町 581-2	56-3330	社会福祉法人 和光福祉会	軽費老人ホーム	－	－	○	○	○
11	城山苑	川津町 1493	45-1178	社会福祉法人 敬世会	介護老人保健施設	○	○	○	○	○
12	小山荘	小山町 1-62	46-5300	医療法人社団 おりゅう会	介護老人保健施設	○	○	○	○	○
13	五色台	加茂町 194-1	48-3300	医療法人社団 五色しゃかい	介護老人保健施設	○	○	－	○	○
14	松寿荘	大屋冨町 3100-26	47-4611	社会福祉法人 松寿会	介護老人保健施設	○	○	○	－	－
15	コミュニティハウスかわつ 共同生活援助かわつ	川津町 1286-18	35-9872	社会福祉法人 若竹会	指定障がい福祉サービス	○	○	○	○	○
16	コミュニティハウスやそば 共同生活援助やそば第３	川津町 1286-19	59-0580	社会福祉法人 若竹会	障がい者グループホーム	○	○	○	○	○
17	Ｉ型中讃地域生活支援センター	加茂町 700-13	48-2700	医療法人社団 五色会	障がい者地域活動支援センター	－	－	○	○	○
18	こころの医療センター 五色台　プルミエ	加茂町 963	48-2700	医療法人社団 五色会	精神障がいデイナイトケア	○	○	○	○	○

※　上記以外に坂出市旅館組合と協定を締結しており，福祉避難所として１７施設の提供を受けることができる。

［危機管理課・農林水産課・建設課・港湾課・都市整備課］

１２－５　避難情報等の判断基準

内閣府では「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 17 年 3 月策定）の全面的な見直しを行い，その後は災害が発生するたび，ガイドラインの改定が行われてきた。これまで平成 30 年 7 月豪雨を教訓とする避難対策の強化について検討され，「避難勧告等に関するガイドライン～警戒レベルの運用等について～」（平成 31 年 3 月）として公表し，居住者等が災害時にとるべき避難行動が直感的にわかるよう避難情報等を５段階の警戒レベルに整理し，わかりやすく情報提供できるよう改善された。

そして，この度新たに，令和元年台風第 19 号では，同時多発かつ広範囲に甚大な被害が発生したが，これら豪雨においても避難しなかった，もしくは避難が遅れたことによる被災や屋外移動中の被災，高齢者等の被災が多く見られた。また，警戒レベルの運用により避難情報等は分かりやすくなったという意見がある一方で，避難勧告で避難しない人が多い中で，警戒レベル４の中に避難勧告と避難指示（緊急）の両方が位置づけられ，わかりにくいとの課題も顕在化した。このため，災害対策基本法を改正し，警戒レベル４の避難勧告と避難指示（緊急）については「避難指示」に一本化し，これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令することとするとともに，警戒レベル５を「緊急安全確保」とし，災害が発生・切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に直ちに安全確保を促すことができるなど，避難情報が改善された。この法改正を踏まえ，「避難勧告等に関するガイドライン」の名称を含め見直し，「避難情報に関するガイドライン」として改定された。

なお，本ガイドラインは関係機関における現時点の技術・知見等を前提としてとりまとめたものであり，今後の運用実態や新たな技術・知見等を踏まえ，より良いガイドラインとなるよう見直しを行っていくこととされている。

１　避難情報等と居住者等がとるべき行動と警戒レベル

避難情報等	発令（発表）時の状況	居住者等がとるべき行動等
警戒レベル５ 緊急安全確保※	【災害発生または切迫】 ・災害が発生または切迫している状況※ ・居住者等が身の安全を確保するために，立退き避難をすることがかえって危険と考えれれる状況において，いまだ危険な場所にいる居住者等に対し，「緊急安全確保※」へ行動変容するよう市長が特に促したい場合に，必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報	【命の危険，直ちに安全確保】 ・居住者等は命の危険があることから，直ちに安全確保（緊急安全確保※）する必要がある。 ・本行動は，災害が発生・切迫した段階での行動であり避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため，本行動を安全にとることができるとは限らず，また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに，本行動を促す情報が市長から発令されるとは限らないことに留意する必要がある。
警戒レベル４ 避難指示 （市長が発令）	【災害のおそれ高い】 ・災害が発生するおそれが高い状況 ・災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において，市長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報	【危険な場所から全員避難】 ・居住者等は危険な場所から全員避難を開始する。 ・「立退き避難」を基本とし，洪水等および高潮に対しては，ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで，自らの判断で「屋内安全確保※」することも可能である。
警戒レベル３ 高齢者等避難 （市長が発令）	【災害のおそれあり】 ・災害が発生するおそれがある状況 ・災害リスクのある区域等の避難に時間を要する高齢者等が危険な場所から避難を開始するべき状況 ・高齢者等以外の人も必要に応じ，出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり，避難の準備をしたり，自主的に避難するタイミング	【危険な場所から高齢者等は避難】 ・高齢者等は危険な場所から避難を開始する。 ・「立退き避難」を基本とし，洪水等および高潮に対しては，ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで，自らの判断で「屋内安全確保※」することも可能である。 ・高齢者等以外の人の早めの避難が望ましい地域の状況は，以下の例である。 ○急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿い ○浸水しやすい局所的に低い土地 ○避難経路が局所的な浸水や土砂災害等により通行止めになり孤立するおそれがある場所 ○突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域等

【警戒レベル２】 大雨・洪水・高潮 注意報 （気象庁が発表）	【気象状況悪化】 ・大雨・洪水・高潮の気象状況 が悪化している状況(それぞれの注意報基準に数時間後に到達する状況)において，気象庁から発表される情報 ・気象状況の悪化について把握する状況	【自らの避難行動を確認】 ・居住者等は，ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク，指定緊急避難場所や避難経路，避難のタイミング等を再確認するとともに，避難情報の把握手段を再確認・注意するなど，避難に備え自らの避難行動を確認する。 ・避難するにあたって持参する荷物をまとめる等の避難準備については平時に済ませておくことが望ましいがまだ行っていない場合は，自らが避難するタイミングである警戒レベル３，高齢者等避難や警戒レベル４，避難指示が発令される前までに行う必要がある。
【警戒レベル１】 早期注意情報 （気象庁が発表）	【今後気象状況悪化のおそれ】 ・大雨等について警報が発表される可能性がある。または高い場合に発表される情報 ・今後の気象状況の悪化のおそれについて把握する状況	【災害への心構えを高める】 ・居住者等は，防災気象情報等の最新情報に注意する等災害への心構えを高める。 ・自主的な避難先(親戚・知人宅やホテル・旅館等)の調整や、屋内安全確保をする場合には，備蓄の補充等，時間を要する準備については居住者等の判断で自主的に進めておくことが望ましい。

※　緊急安全確保　　：災害が発生，または切迫している状況で発令(発令されない場合もある。)される情報で，具体的には高所への移動，近傍の堅固な建物への退避，屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避，その他の緊急に安全を確保するための措置(緊急安全確保措置)を促す情報をいう。

※　切迫している状況：災害が発生直前または未確認だがすでに発生している蓋然性が高い状況をいう。

※　屋内安全確保　　：その時点で居る建物内において，上階への避難(垂直避難)や高層階に留まる(待避)行動をいう。

※　突発的な災害の場合，市長の避難指示等の発令が間に合わないこともあるため，自ら警戒レベル相当情報等を確認し，避難の必要性を判断するとともに身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

特に，津波について居住者等は，津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに，地震に伴う強い揺れ，または長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合，気象庁の津波警報等の発表や市長からの避難指示の発令を待たずに，居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

※　市が発令する避難指示等は，空振りを恐れず，早めに出すことを基本とする。

２　立ち退き避難が必要な災害の事象

(1)　洪水等

①　河川が氾濫した場合に，氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合

②　山間部等の流速が速いところで，河岸侵食や氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合

③　浸水深が深く，平屋の建物で床上まで浸水するか，２階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより，屋内安全確保をとるのみでは，命に危険がおよぶおそれがある場合

④　人が居住・利用等している地下施設・空間のうち，その利用形態と浸水想定から，その居住者・利用者に命の危険がおよぶおそれがある場合（住宅地下室，地下街，地下鉄等，道路のアンダーパス部の車両通行，地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要）

⑤　ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

(2)　土砂災害

①　背後等に急傾斜地があり，降雨により崩壊し，被害のおそれがある場合

②　土石流が発生し，被害のおそれが予想される場合

③　地すべりが発生し，被害のおそれが予想される場合

(3)　高潮災害

①　高潮時の越波や浸水により，家屋の流失をもたらす場合

②　浸水深が深く，平屋の建物で床上まで浸水するか，２階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより，屋内安全確保をとるのみでは命に危険がおよぶおそれがある場合

③　人が居住・利用等している地下施設・空間のうち，その利用形態と浸水想定から，その居住者・利用者に命の危険がおよぶおそれがある場合（住宅地下室，地下街，地下鉄等，道路のアンダーパス部の車両通行，地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要）

④　ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

(4)　津波災害

①　津波による浸水のおそれがあると予想される場合

②　海岸堤防等により陸側が浸水することはないものの，海岸や海中で津波の強い流れにより人が流されるなどの被害のおのれがある場合

３　立ち退き避難の対象とならない事象

(1)　短時間で局地的な大雨 ⇒ 下水道や側溝が溢れ，浸水する場合もあるが，局所的に浸水している箇所に近づかなければ，命を脅かす危険性はない。

(2)　災害リスクのある区域等であっても，上階への避難(垂直避難)や高層階に留まること(待避)により，身の安全を確保することが可能な洪水等および高潮 ⇒ 屋内安全確保で命を脅かす危険性がない。

【屋内安全確保を行うための条件】

①　自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域※1に存していないこと

②　自宅・施設等に浸水しない居室があること

③　自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障※2を許容できること

※１　家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域のこと。なお、この区域に指定されていなくても，一般に河川や堤防に面した場所に自宅・施設等が存していると，災害リスクは高い。

※２　支障の例：水，食糧，薬等の確保が困難になるおそれ
電気，ガス，水道，トイレ等の使用ができなくなるおそれ

(3)　浸水の深さが浅い内水 ⇒ 屋内安全確保で命を脅かす危険性がほとんどない。

１２－６　避難情報等の発令の目安

【共通項目】

○　避難情報等の発令は，以下の目安を参考に，気象情報および現地情報等から総合的に判断する。
○　夜間・早朝に避難が必要となることが予想されるときは，日中に避難情報を出すことを基本とする。
○　高齢者等避難および避難指示等発令時には，指定緊急避難場所等への避難(立ち退き避難)とともに外が危険な場合は，屋内の 2 階以上への避難(屋内安全確保)をとることも伝達する。
○　避難情報等の解除については，警報等の解除等，当該災害発生のおそれがなくなった場合に解除することを基本とする。
○　避難対象地域および人数は，坂出市地域防災計画 参考資料 12-7～12-11 において定める。

【土砂災害：急傾斜地の崩壊・土石流】避難区域：警戒区域→基本的に立ち退き避難

観測地点			警戒レベル３	警戒レベル４	警戒レベル５
	雨量観測所名	所在地	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
消防本部および県設置雨量観測所の観測データ	坂出市消防本部	久米町	・大雨警報(土砂災害)が発表され，土砂災害警戒判定メッシュ情報※の実況または予想で土壌雨量指数基準が警戒(警報級)レベルに達した場合 ・土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」となった場合 ・警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が，夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され，当該注意報の中で，夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合) (夕刻時点で発令)	大雨警報(土砂災害)継続 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害警戒判定メッシュ情報※の実況または予想で土壌雨量指数基準の基準値が非常に危険レベルに達し，さらに降雨の継続が予想される場合 ・土砂災害の危険度分布が「危険(紫)」となった場合 ・記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・前兆現象が確認された場合 ・警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が，夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令)	【災害が発生直前またはすでに発生しているおそれ】 ・大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合 ・土砂災害警戒判定メッシュ情報※の実況または予想で土壌雨量指数基準の基準値が極めて危険レベルに達した場合 ・土砂災害の危険度分布において「災害切迫(黒))」のメッシュが出現し，そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合 ・山鳴り，流木の流出の発生が確認された場合 【災害発生を確認】 ・土砂災害の発生を確認した場合
	王越雨量観測所	大屋冨町			
	坂出雨量観測所	江尻町			
	府中雨量観測所	府中町			
	番の州雨量局	沙弥島			
	城山雨量局	川津町			
	川津雨量局	新浜町			

※香川県砂防情報システム「土砂災害警戒状況図 1 kmメッシュ」：土壌雨量指数および降雨の状況・予測に基づいて，土砂災害発生の危険度をメッシュごとに階級表示した分布図
※地すべりについては，危険性が確認された場合，国，県等が個別箇所ごとの移動量等の監視・観測等の調査を行う。その調査結果または土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ，市として避難情報を発令することとなる。

【洪水災害】避難区域：土器川，綾川，大束川浸水想定区域→立ち退き避難または身の安全を確保できなるなら屋内安全確保／明神川→屋内安全確保

観測地点				警戒レベル３		警戒レベル４		警戒レベル５
	量水標名称	位置	河川名	高齢者等避難		避難指示		緊急安全確保
水位観測所	沖	高屋町	明神川	・床下浸水や道路冠水の発生が予想される場合	・洪水警報の危険度分布が「警戒(赤)」となった場合 ・堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ・警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が，夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令)	・さらに降雨が継続し床下浸水や道路冠水の発生が高まっている場合	・洪水警報の危険度分布が「危険(紫)」となった場合 ・堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 ・ダム管理者から異常洪水時防災操作開始の通知があった場合 ・警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が，立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合	・洪水警報の危険度分布が「災害切迫(黒)」となった場合 ・決壊や氾濫が発生した場合(氾濫発生情報等により把握できた場合や報告があった場合) ・氾濫危険水位を超え水位が堤防高に到達，氾濫のおそれが高まった場合 ・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・危機管理型水位計の水位が氾濫開始水位に到達した場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止しなければならない場合
	鴨川新橋 (城山橋) (綾坂橋) (若山橋) (雲井橋)	加茂町	綾川下流	・避難判断水位(4.00ｍ)(レベル３水位)に到達し，さらに水位が上昇する予測が発表されている場合 ・氾濫危険水位(4.45ｍ)(レベル４水位)に到達する予測が発表されている場合		・氾濫危険水位(4.45ｍ)(レベル４水位)に到達し，さらに水位が上昇する予測が発表されている場合 ・危機管理型水位計の水位が氾濫開始水位に到達すると予想される場合		
	滝宮	綾川町	綾川上流	・避難判断水位(2.20ｍ)(レベル３水位)に到達し，さらに水位が上昇する予測が発表されている場合 ・氾濫危険水位(2.45ｍ)(レベル４水位)に到達する予測が発表されている場合		・氾濫危険水位(2.45ｍ)(レベル４水位)に到達し，さらに水位が上昇する予測が発表されている場合		
	津之郷橋	宇多津町 東分	大束川	・避難判断水位(3.10ｍ)(レベル３水位)に到達し，さらに水位が上昇する予測が発表されている場合 ・氾濫危険水位(2.45ｍ)(レベル４水位)に到達する予測が発表されている場合		・氾濫危険水位(3.45ｍ)(レベル４水位)に到達し，さらに水位が上昇する予測が発表されている場合		
	上車橋	飯山町 川原	大束川	・避難判断水位(2.10ｍ)(レベル３水位)に到達し，さらに水位が上昇する予測が発表されている場合 ・氾濫危険水位(2.40ｍ)(レベル４水位)に到達する予測が発表されている場合		・氾濫危険水位(2.40ｍ)(レベル４水位)に到達し，さらに水位が上昇する予測が発表されている場合 ・危機管理型水位計の水位が氾濫開始水位に到達すると予想される場合		
	祓川橋 (丸亀区域)	まんのう町 羽間	土器川	・避難判断水位(4.30ｍ)(レベル３水位)に到達し，氾濫警戒情報によりさらに水位が上昇する予測が発表されている場合 ・氾濫危険水位(2.45ｍ)(レベル４水位)に到達する予測が発表されている場合		・氾濫危険水位(4.60ｍ)(レベル４水位)を超え，氾濫危険情報の水位予測により，水位が堤防高を超えることが予想される場合		

※危機管理型水位計は，降雨により水位が上昇し，観測開始水位に達すると，河川堤防天端(堤防の最上面)からの水位を測定し，10 分間隔でデータを更新します。

参考資料１２　避難関係

【高潮災害】避難区域：高潮浸水想定区域→立ち退き避難または身の安全を確保できるなら屋内安全確保

観測地点	警戒レベル３ 高齢者等避難	警戒レベル４ 避難指示	警戒レベル５ 緊急安全確保
坂出港検潮儀の観測データ	・高潮注意報が発表され，警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合，または市域に台風が接近し暴風域がかかることが予想される場合 ・坂出港の潮位が標高 2.3mに到達することが予想され，避難が必要になることが予想される場合 ・高潮特別警報発表の可能性がある旨，気象情報等により周知された場合	・高潮警報または高潮特別警報が発表された場合 ・坂出港の潮位が標高 2.3mを超えることが予想される場合 ・警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が，夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 （夕刻時点で発令） ・高潮注意報が発表され，当該注意報において警報に切替える可能性が高い旨に言及され，かつ暴風警報または暴風特別警報が発表された場合	【災害が発生直前またはすでに発生しているおそれ】 ・水門，陸閘等の異常が確認された場合 ・潮位が危険潮位を超え，浸水が発生したと推測される場合 【災害発生を確認】 ・海岸堤防等が倒壊した場合 ・異常な越波・越流が発生した場合

【津波災害】避難区域：津波浸水想定区域→立ち退き避難。なお，遠地津波は予想津波高により判断。避難区域：注意報　沿岸地域，警報　津波浸水想定区域

観測地点	避難指示
気象庁津波予報区分による香川県	・津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合 ・震度４以上の強い揺れを感じたとき，または弱い揺れでも１分程度以上の長い揺れを感じたが，停電，通信途絶等により津波警報等が伝達されない場合
	【遠地津波の場合】 気象庁による津波到達予想時刻等の情報に注意し，避難指示等の発令を検討しておくものとする。

※　津波については，基本的に避難指示を発令することから，警戒レベルについてはそぐわないため，使用しない。

【巨大地震警戒対応】避難区域：高齢者等事前避難対象地域（大規模地震により堤防等が崩壊し 30 分以内に 30 ㎝浸水が想定される地域）
→高齢者等要配慮者は立退き避難

観測地点	高齢者等避難
南海トラフの東側における地震	・南海トラフ地震（半割れケース）が発生し，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 ・津波注意報が解除になり，避難指示を解除したとき。

［危機管理課・農林水産課・建設課］

１２－７　土砂災害避難対象区域

1　避難対象区域世帯数および人口(土砂災害)(R4.4.1)

地区	町名	世帯	人口（人）	世帯	人口（人）	地区内および近傍の市指定緊急避難場所
西部	坂出町	1	1	246	565	坂出小学校，中央体育館，坂出中学校，市民ふれあい会館，市立体育館，坂出工業高校，坂出高校，坂出商業高校
	御供所町	30	71			
	常盤町	2	2			
	八幡町	16	40			
	新浜町	28	70			
	富士見町	117	244			
	小山町	52	137			
東部	谷町	42	186	42	186	東部小学校，東部中学校，市立体育館
金山	大池町	79	211	431	1,029	金山小学校，東部小学校，坂出中学校，東部中学校，市立体育館，坂出商業高校
	福江町	270	624			
	江尻町	78	186			
西庄	西庄町	277	802	277	802	西庄小学校，西庄公民館，白峰中学校
林田	林田町	99	233	99	233	林田小学校，林田公民館，白峰中学校
加茂	加茂町	238	825	238	825	加茂小学校，加茂公民館，白峰中学校
与島	瀬居町	206	593	357	906	旧瀬居小学校，瀬居中学校，与島開発総合センター，中央公民館与島分館，中央公民館櫃石分館(旧櫃石小学校・中学校含む)，岩黒小学校・中学校
	与島町	49	83			
	櫃石	70	155			
	岩黒	32	75			
府中	府中町	1,255	3,445	1,255	3,445	府中小学校，府中公民館，香川県広域水道企業団広域送水管理センター，香川県埋蔵文化財センター，西庄小学校，加茂小学校，白峰中学校
川津	川津町	823	2,266	823	2,266	川津小学校，川津公民館，川津文化センター，坂出中学校
松山	神谷町	163	483	792	2,266	松山小学校，松山公民館，加茂小学校，加茂公民館，白峰中学校
	高屋町	215	554			
	青海町	241	608			
	大屋冨町	173	621			
王越	王越町	328	732	328	732	松山小学校，松山公民館
計				4,884	13,247	

※　「地区内および近傍の市指定緊急避難場所」はあくまで例示であり，開設している指定緊急避難場所であれば避難者はどの緊急避難場所への避難でも可能なものとする。

２　避難対象区域図（土砂災害）

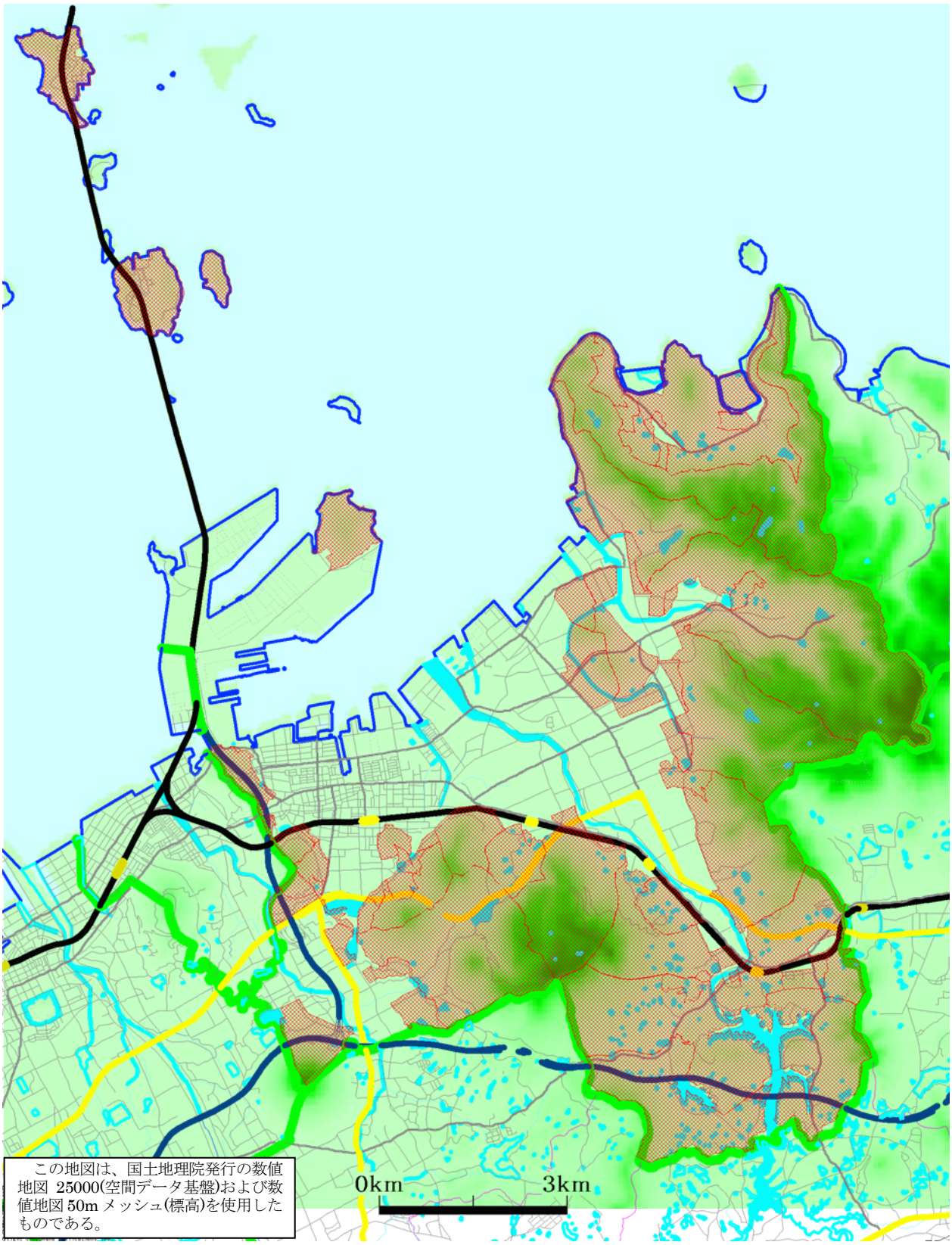

［危機管理課・建設課］

１２－８　洪水(綾川，大束川，土器川)避難対象区域

1　避難対象区域世帯数および人口(綾川)(R4.4.1)

地区	町名	世帯	人口(人)	世帯	人口(人)	地区内および近傍の市指定緊急避難場所
西部	御供所町	124	260	2,319	5,141	坂出中学校，市民ふれあい会館， 市立体育館，坂出小学校 坂出商業高校(Ｌ１)，南部公民館(Ｌ１)
	常盤町	112	196			
	八幡町	397	860			
	白金町	430	1,016			
	新浜町	154	351			
	文京町	217	466			
	花町	158	388			
	青葉町	276	604			
	池園町	225	484			
	富士見町	209	463			
中央	本町	481	1,090	1,719	3,719	坂出中学校，市民ふれあい会館， 市立体育館，坂出小学校 坂出商業高校(Ｌ１)，南部公民館(Ｌ１)
	寿町	222	527			
	宮下町	81	199			
	西大浜南	274	624			
	中央町	236	548			
	元町	415	977			
	入船町	10	13			
東部	旭町	455	944	3,828	8,446	東部小学校，東部中学校，金山小学校， 坂出中学校，市立体育館 坂出商業高校(Ｌ１)，南部公民館(Ｌ１)
	横津町	318	770			
	久米町	1,000	2,079			
	京町	556	1,242			
	駒止町	266	597			
	室町	230	480			
	谷町	739	1,719			
	笠指町	211	477			
金山	福江町	283	651	1,408	3,333	金山小学校，市立体育館，東部中学校 坂出商業高校(Ｌ１)，南部公民館(Ｌ１)
	江尻町	1,125	2,682			
西庄	西庄町	398	1,024	398	1,024	西庄公民館，西庄小学校、金山小学校 市立体育館
林田	林田町	2,194	5,766	2,194	5,766	林田公民館，林田小学校，市立体育館 松山公民館，白峰中学校
松山	高屋町	191	510	234	649	松山公民館，松山小学校，白峰中学校 林田公民館，林田小学校
	神谷町	43	139			
加茂	加茂町	713	2,262	713	2,262	加茂公民館，加茂小学校，松山小学校 香川県埋蔵文化財センター，松山公民館
府中	府中町	536	1,382	536	1,382	府中公民館，府中小学校 香川県広域水道企業団広域送水管理センター，香川県埋蔵文化財センター
川津	川津町	1,306	3,370	1,306	3,370	川津小学校，川津公民館，南部公民館， 川津文化センター，坂出中学校
計				14,655	35,351	

※　「地区内および近傍の市指定緊急避難場所」はあくまで例示であり，開設している指定緊急避難場所であれば避難者はどの緊急避難場所への避難でも可能なものとする。

2　避難対象区域世帯数および人口(大束川)(R4.4.1)

地区	町名	世帯	人口（人）	世帯	人口（人）	地区内および近傍の市指定緊急避難場所
西部	白金町	55	141	1,037	2,321	坂出小学校，中央体育館，坂出中学校，市民ふれあい会館，市立体育館
	文京町	217	466			
	富士見町	106	238			
	花町	158	388			
	青葉町	276	604			
	池園町	225	484			
中央	本町	244	629	420	1,064	坂出小学校，中央体育館，坂出中学校，市民ふれあい会館，市立体育館
	寿町	65	144			
	元町	111	291			
東部	駒止町	310	707	466	1,044	市民ふれあい会館，東部小学校 金山小学校
	笠指町	156	337			
金山	福江町	239	571	239	571	坂出中学校，市民ふれあい会館，金山小学校
川津	川津町	1,284	3,297	1,284	3,297	川津小学校，川津公民館，坂出中学校 川津文化センター
計				3,446	8,297	

※　「地区内および近傍の市指定緊急避難場所」はあくまで例示であり，開設している指定緊急避難場所であれば避難者はどの緊急避難場所への避難でも可能なものとする。

3　避難対象区域世帯数および人口(土器川)(R4.4.1)

地区	町名	世帯	人口（人）	世帯	人口（人）	地区内および近傍の市指定緊急避難場所
川津	川津町	798	1,972	798	1,972	川津小学校，川津公民館 川津文化センター，坂出中学校
計				798	1,972	

※　「地区内および近傍の市指定緊急避難場所」はあくまで例示であり，開設している指定緊急避難場所であれば避難者はどの緊急避難場所への避難でも可能なものとする。

３．避難対象区域図(綾川)

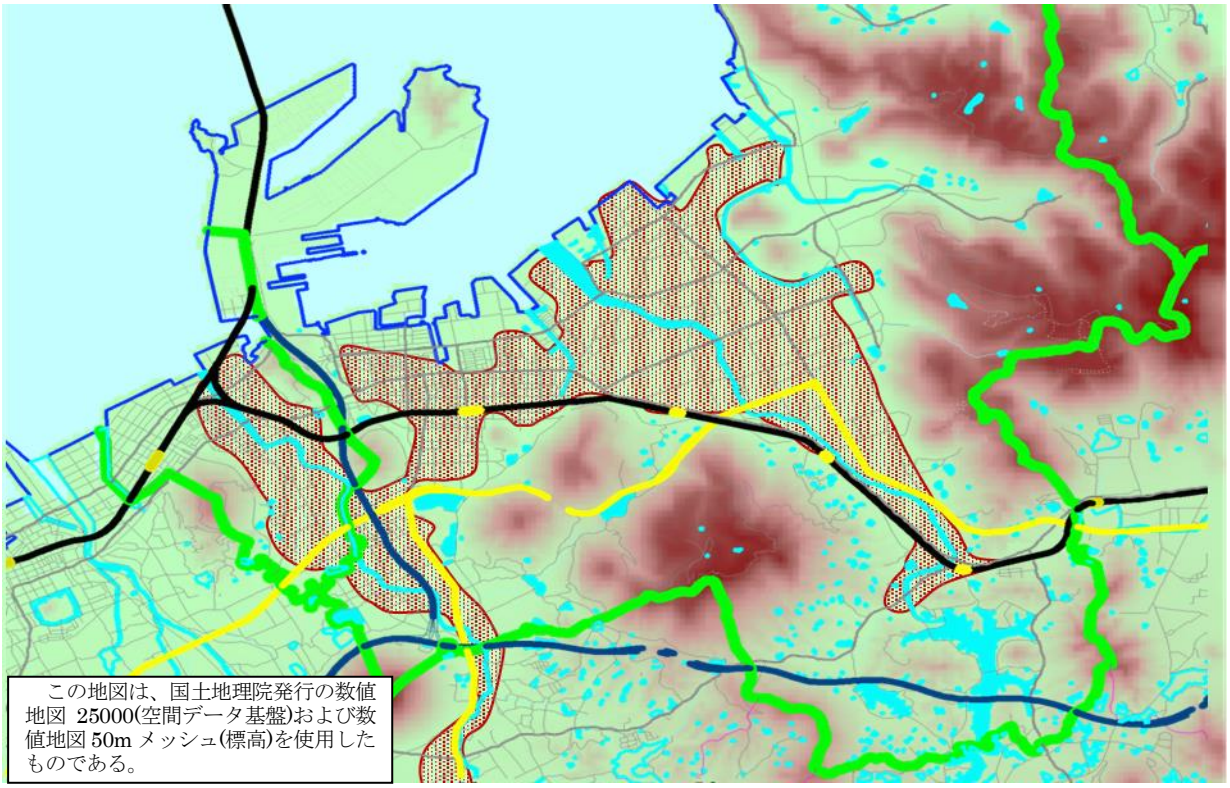

※　川津町は，綾川上流の氾濫により浸水するため，避難対象区域となる。

４　避難対象区域図(大束川・土器川)

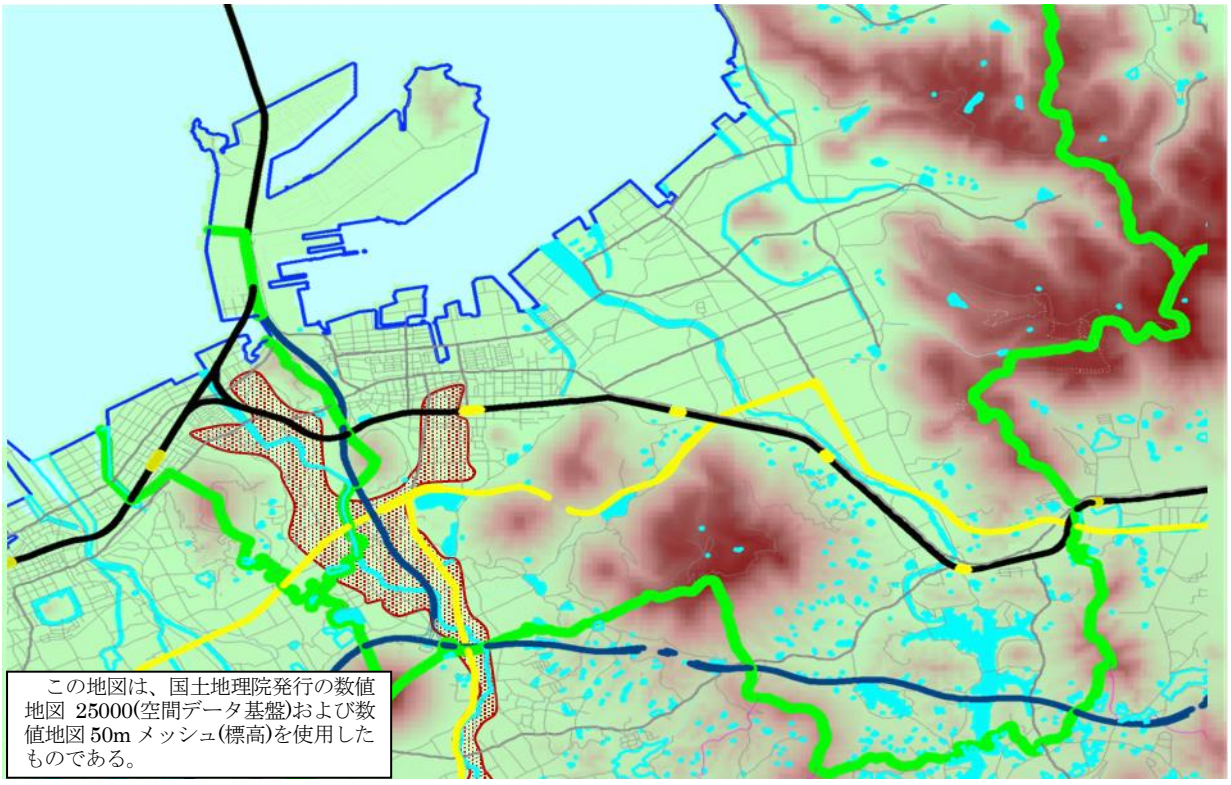

※　土器川の浸水想定区域は，大束川の浸水想定区域の範囲内である。

［危機管理課・港湾課］

１２－９　高潮避難対象区域

1　避難対象区域世帯数および人口(高潮)(R4.4.1)

地区	町名	世帯	人口（人）	世帯	人口（人）	地区内および近傍の市指定緊急避難場所
西部	御供所町	226	487	2,632	5,668	市民ふれあい会館，南部公民館，坂出小学校，坂出中学校
	常盤町	125	227			
	八幡町	467	1,019			
	白金町	430	1,016			
	新浜町	154	351			
	文京町	217	466			
	花町	26	72			
	青葉町	276	604			
	池園町	175	366			
	富士見町	296	673			
	西大浜北	181	314			
	沖の浜	58	69			
	番の州町	1	4			
中央	本町	481	1,090	2,109	4,713	市民ふれあい会館，南部公民館，坂出小学校，坂出中学校
	寿町	222	527			
	宮下町	81	199			
	西大浜南	337	795			
	築港町	236	342			
	中央町	309	721			
	元町	415	977			
	入船町	28	62			
東部	旭町	455	944	4,350	9,703	市民ふれあい会館，東部小学校，東部中学校，金山小学校
	横津町	318	770			
	久米町	1,150	2,442			
	京町	556	1,242			
	駒止町	387	874			
	室町	230	480			
	谷町一・二丁目	792	1,857			
	笠指町	211	477			
	昭和町	251	617			
金山	福江町	310	710	1,529	3,604	金山小学校，南部公民館
	江尻町	1,219	2,894			
西庄	西庄町	295	825	295	825	西庄公民館，西庄小学校
林田	林田町	2,230	5,856	2,230	5,856	林田小学校，林田公民館，白峰中学校
松山	高屋町	382	1,019	893	2,513	松山小学校，松山公民館，白峰中学校
	神谷町	69	209			
	青海町	128	316			
	大屋冨町	314	969			
与島	櫃石	80	172	434	1,117	旧瀬居小学校，万葉会館，岩黒小中学校，与島開発総合センター，中央公民館櫃石分館(櫃石小学校・中学校を含む。)
	岩黒	32	75			
	与島町	49	93			
	沙弥島	36	102			
	瀬居町	237	675			
王越	王越町	207	478	211	496	交流の里おうごし
計				14,630	34,467	

※　「地区内および近傍の市指定緊急避難場所」はあくまで例示であり，開設している指定緊急避難場所であれば，避難者はどの指定緊急避難場所への避難でも可能なものとする。なお，浸水想定区域内にある施設は２階以上または浸水想定区域外への避難を考慮する。

２　避難対象区域図(高潮)

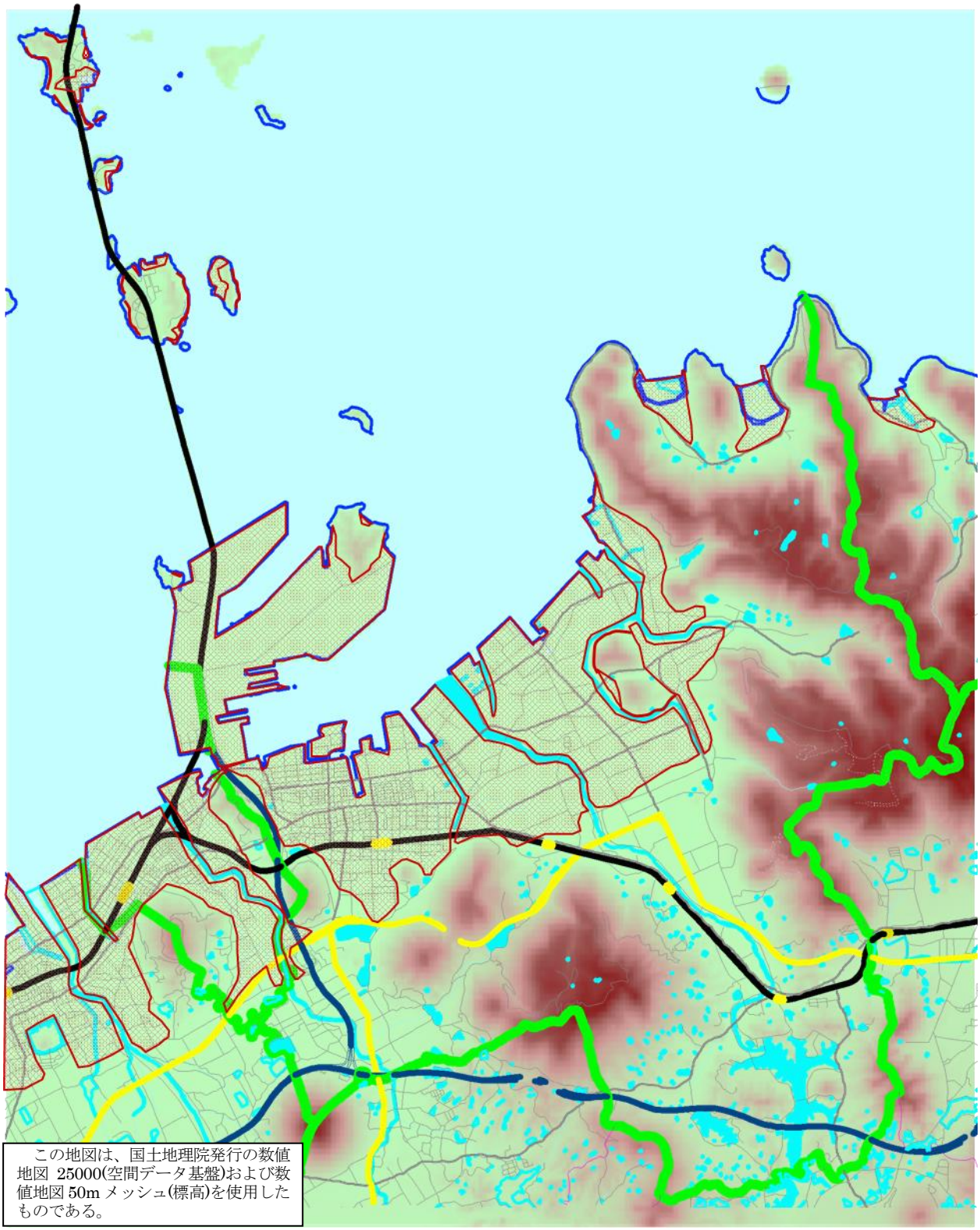

この地図は、国土地理院発行の数値地図 25000(空間データ基盤)および数値地図 50m メッシュ(標高)を使用したものである。

［危機管理課・港湾課］

１２－１０　津波避難対象区域

1　避難対象区域世帯数および人口(津波)(R4.4.1)

地区	町名	世帯	人口(人)	世帯	人口(人)	地区内および近傍の市指定緊急避難場所
西部	御供所町	226	487	2,024	4,239	浸水想定区域外(沿岸部を含む。) 坂出商業高校，金山小学校，坂出中学校，南部公民館，川津小学校，川津公民館，川津文化センター，西庄公民館，西庄小学校
	常盤町	125	227			
	八幡町(四丁目除く)	451	949			
	白金町	430	1,016			
	新浜町	154	351			
	文京町	189	395			
	富士見町一丁目	209	427			
	西大浜北	181	314			
	沖の浜	58	69			
	番の州町	1	4			
中央	本町	481	1,090	2,109	4,713	
	寿町	222	527			
	宮下町	81	199			
	西大浜南	337	795			
	築港町	236	342			
	中央町	309	721			
	元町	415	977			
	入船町	28	62			
東部	旭町	455	944	4,113	9,174	
	横津町	318	770			
	久米町	1,150	2,442			
	京町	556	1,242			
	駒止町	361	822			
	室町	230	480			
	谷町一・二丁目	792	1,857			
	昭和町	251	617			
金山	江尻町	1,219	2,894	1,219	2,894	
西庄	西庄町(県道16号以北)	22	108	22	108	西庄公民館，西庄小学校
林田	林田町(林田小学校以北)	1,159	3,395	1,159	3,395	白峰中学校，林田小学校，林田公民館
松山	高屋町	382	1,019	824	2,304	白峰中学校，林田小学校，加茂小学校
	青海町の一部	128	316			
	大屋冨町	314	969			
与島地区	櫃石	80	172	434	1,117	中央公民館櫃石分館（旧櫃石小学校・中学校を含む。）
	岩黒	32	75			岩黒小・中学校
	与島町	49	93			与島開発総合センター (中央公民館与島分館に関しては，浸水予想区域内にある平屋建ての建物であるため，津波・高潮避難には使用しない。)
	沙弥島	36	102			万葉会館
	瀬居町	237	675			旧瀬居小学校，瀬居中学校
王越	王越町の一部	207	478	207	478	交流の里おうごし
計				12,387	28,516	

※　津波からの避難は「より高い場所へ」であるが，南海トラフ地震の場合，地震後，津波の影響があるまでに，約２時間あることから，浸水想定区域外へ避難することを基本とする。ただし，時間的に余裕がない場合は，鉄筋コンクリート造等頑丈な建物の２階以上へただちに避難すること。
　また，指定緊急避難場所への避難を促すものではない。そのため避難指示発令時に指定緊急避難場所を例示する場合は，例示の方法に相当な注意を要する。
　「地区内および近傍の市指定緊急避難場所」はあくまで例示であり，開設している指定緊急避難場所であれば，避難者はどの指定緊急避難場所への避難でも可能なものとする。

２　避難対象区域図(津波)

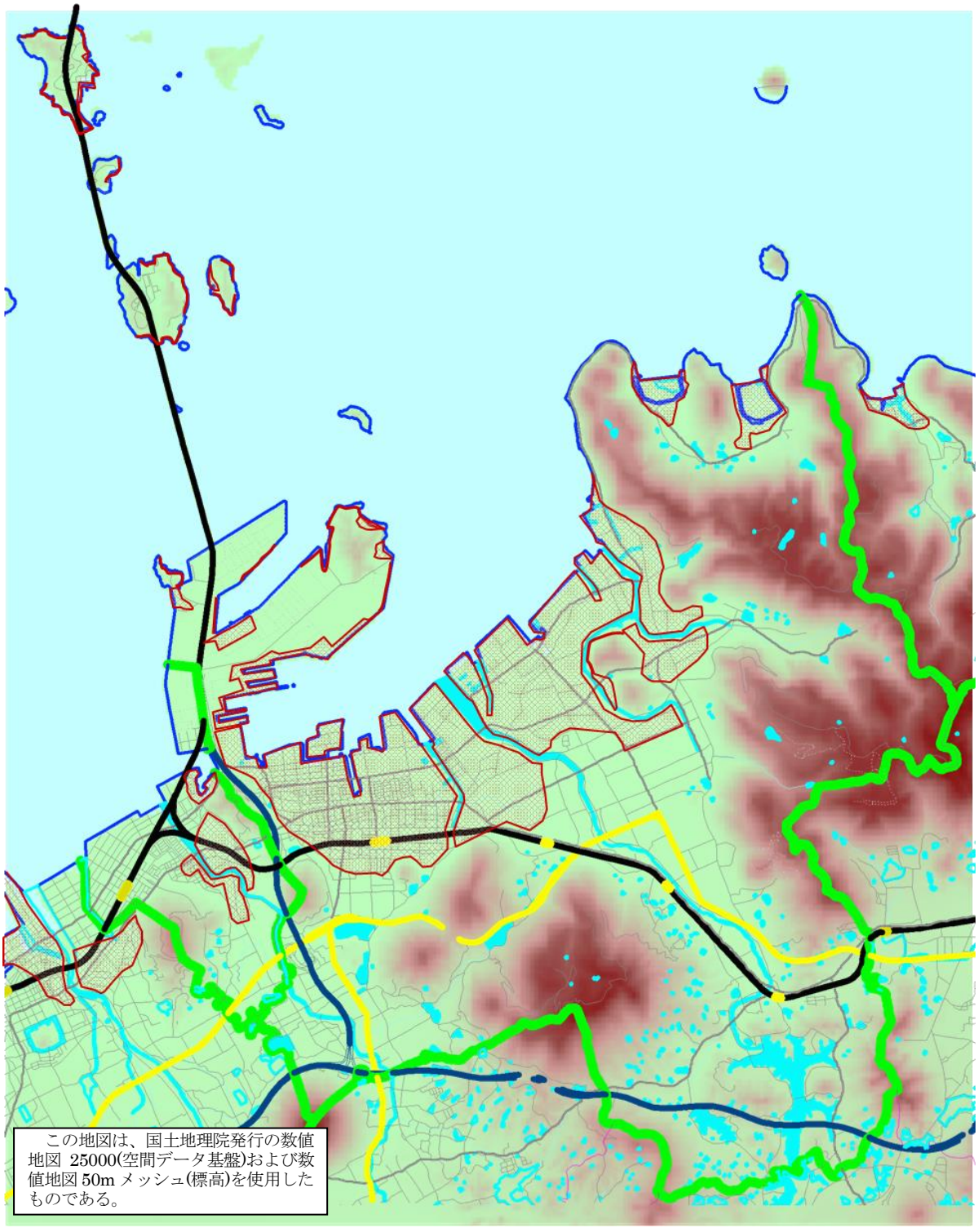

［危機管理課・建設課・港湾課］

１２－１１　巨大地震警戒対応（半割れケース）高齢者等事前避難対象地域

1　高齢者等事前避難対象区域の要配慮者人口（巨大地震警戒対応）（R1）

地区	町名	字名	人口（人）	地区内の市指定避難所
金山	江尻町	北新開	49	西庄公民館
林田	林田町	新開，与北，北須賀	80	林田公民館
合計			129	

※　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）は，南海トラフ地震（半割れケース）が発生し，津波警報が発表されている中で発表される。このことから，事前避難対象者は津波避難をしている場所から，津波注意報が解除された後，指定避難所または親類や知人宅等へ事前避難することとなる。

また，巨大地震警戒対応における指定避難所への事前避難は，災害発生前に行うことから，ライフライン等生活環境が失われている状態ではないため，避難生活に必要なものは，避難者自ら準備することとする。

「地区内の市指定避難所」はあくまで例示であり，開設している指定避難所であれば，避難者はどの指定避難所への避難でも可能なものとする。なお，前発地震において，液状化や土砂災害の危険性がある地域の住民は，自主避難について検討するものとする。

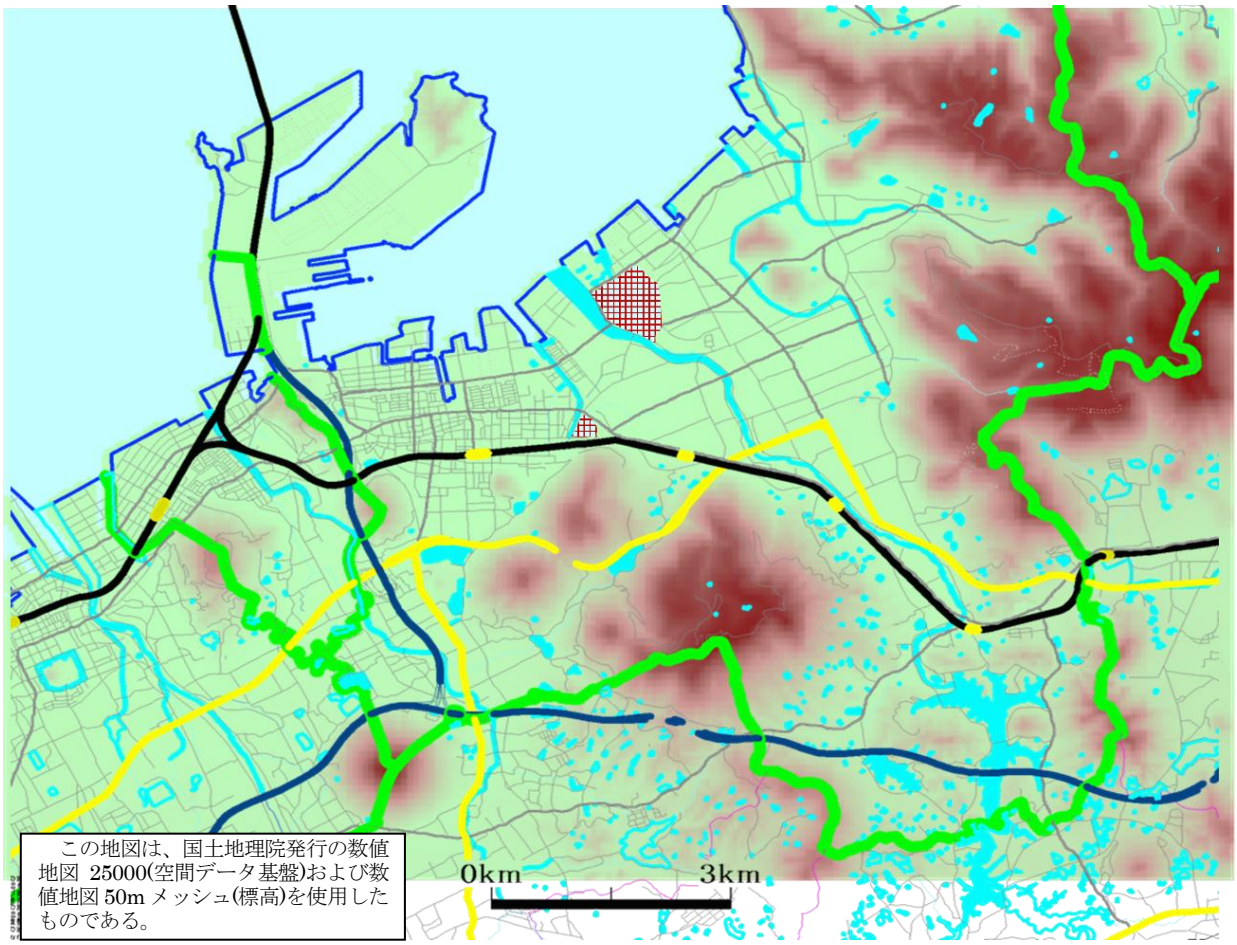

この地図は、国土地理院発行の数値地図 25000(空間データ基盤)および数値地図 50m メッシュ(標高)を使用したものである。

［危機管理課・職員課・秘書広報課・消防本部］

１２－１２　高齢者等避難文例

１　土砂災害

(1)　香川県防災情報システム(L アラート，緊急速報メール(エリアメール)，香川県防災情報メール)

□　高齢者等避難対象地区

対象地区を表示

□　理　由

土砂災害が発生するおそれがあるため　等

□　坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

土砂災害が発生するおそれがあるため，山地および山沿いの○○地区に警戒レベル３，高齢者等避難を発令しました。

高齢者，障がい者等避難に時間のかかるかたやその支援者のかたは，安全な場所へ避難してください。その他のかたも近所の方と声をかけ合い，早めの避難を心がけてください。

現在開設している指定緊急避難場所は，次のとおりです。

（以下，開設している指定緊急避難場所を表示。）

※200 文字以内

(2)　広報車，各地区放送設備，エフエム・サン，サイレン吹鳴装置

坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

土砂災害が発生するおそれがあるため，山地および山沿いの○○地区に警戒レベル３，高齢者等避難を発令しました。

高齢者，障がい者等避難に時間のかかるかたやその支援者のかたは，安全な場所へ避難してください。その他のかたも早めの避難を心がけてください。

現在開設している指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。

(3)　ツイッター

【高齢者等避難１】

坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

土砂災害が発生するおそれがあるため，山地および山沿いの○○地区に警戒レベル３，高齢者等避難を発令しました。高齢者，障がい者等避難に時間のかかるかたやその支援者のかたは，安全な場所へ避難してください。

【高齢者等避難２】

現在開設している指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。

※140 文字以内

２　洪　水

(1)　香川県防災情報システム(L アラート，緊急速報メール(エリアメール)，香川県防災情報メール)

□　高齢者等避難対象地区

対象地区を表示

□　理　由

○○川の水位が避難判断水位に達し，なお水位が上昇中のため，または道路冠水等の発生(明神川）が予想されるとき　等

□　坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

○○川の水位が避難判断水位に達し，なお水位が上昇中のため，(○○地区・○○町)に警戒レベル３，高齢者等避難を発令しました。

高齢者，障がい者等避難に時間のかかるかたやその支援者のかたは，安全な場所へ避難してください。それ以外のかたも必要に応じ自主的に避難してください。

自宅の安全が確認できた場合は，屋内で安全を確保することも可能です。

現在開設している指定緊急避難場所は，次のとおりです。

（以下，開設している指定緊急避難場所を表示。）

※200 文字以内

(2) 広報車，エフエム・サン，サイレン吹鳴装置

坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

○○川の水位が避難判断水位に達し，なお水位が上昇中のため，(○○地区・○○町)に警戒レベル３，高齢者等避難を発令しました。

高齢者，障がい者等避難に時間のかかるかたやその支援者のかたは，安全な場所へ避難してください。その他のかたも早めの避難を心がけてください。

自宅が安全だと確認できた場合は，屋内で安全を確保することも可能です。

現在開設している指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。

(3) ツイッター

【高齢者等避難１】

坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

○○川の水位が避難判断水位に達し，なお水位が上昇中のため，(○○地区・○○町)に警戒レベル３，高齢者等避難を発令しました。高齢者，障がい者等避難に時間のかかるかたやその支援者のかたは，安全な場所へ避難してください。

【高齢者等避難２】

自宅が安全だと確認できた場合は，屋内で安全を確保することも可能です。

現在開設している指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。

※140 文字以内

３ 高 潮

(1) 香川県防災情報システム(Ｌアラート，緊急速報メール(エリアメール)，香川県防災情報メール)

□ 高齢者等避難対象地区

対象地区を表示

□ 理　由

満潮と台風による高潮のおそれがあるため　等

□ 坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

高潮のおそれがあるため，(○○地区)沿岸部に警戒レベル３，高齢者等避難を発令しました。

高齢者，障がい者等避難に時間のかかるかたやその支援者のかたは，安全な場所へ避難してください。それ以外のかたも必要に応じ自主的に避難してください。

自宅の安全が確認できた場合は，屋内で安全を確保することも可能です。

現在開設している指定緊急避難場所は，次のとおりです。

（以下，開設している指定緊急避難場所を表示。）

※200 文字以内

(2) 広報車，エフエム・サン，各地区放送設備，サイレン吹鳴装置

坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

満潮と台風による高潮のおそれがあるため，(○○地区)沿岸部に警戒レベル３，高齢者等避難を発令しました。高齢者，障がい者等避難に時間のかかるかたやその支援者のかたは，安全な場所へ避難してください。その他のかたも早めの避難を心がけてください。

自宅の安全が確認できた場合は，屋内で安全を確保することも可能です。

現在開設している指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。

(3) ツイッター

【高齢者等避難１】

坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

満潮と台風による高潮のおそれがあるため，沿岸部一帯に警戒レベル３，高齢者等避難を発令しました。高齢者，障がい者等避難に時間のかかるかたやその支援者のかたは，安全な場所へ避難してください。

【高齢者等避難２】

自宅の安全が確認できた場合は，屋内で安全を確保することも可能です。

現在開設している指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。

※140 文字以内

４　巨大地震警戒対応（半割れケース）

(1)　香川県防災情報システム(L アラート，緊急速報メール(エリアメール)，香川県防災情報メール)

□　高齢者等避難対象地域
　　高齢者等事前避難対象地域

□　理　由
　　南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されため　等

□　災害対策本部よりお知らせします。
　　巨大地震発生のおそれがあるため，高齢者等事前避難対象地域に高齢者等避難を発令しました。
　　高齢者，障がい者等，避難に時間のかかるかたやその支援者のかたは，自宅等に戻らずに指定避難所や知人，親類宅等へ避難してください。
　　現在開設している指定避難所は，次のとおりです。
　　（以下，開設している指定避難所を表示。）
　　※200 文字以内

(2)　広報車，エフエム・サン，各地区放送設備，サイレン吹鳴装置
　　災害対策本部よりお知らせします。
　　巨大地震発生のおそれがあるため，高齢者等事前避難対象地域に高齢者等避難を発令しました。
　　高齢者，障がい者等，避難に時間のかかるかたやその支援者のかたは，自宅等に戻らずに指定避難所や知人，親類宅等へ避難してください。
　　現在開設している指定避難所は，　　，　　です。

(3)　ツイッター
【高齢者等避難１】
　　坂出市災害対策本部よりお知らせします。
　　巨大地震発生のおそれがあるため，高齢者等事前避難対象地域に高齢者等避難を発令しました。
　　高齢者，障がい者等，避難に時間のかかるかたやその支援者のかたは，自宅等に戻らずに指定避難所や知人，親類宅等へ避難してください。
【高齢者等避難２】
　　現在開設している指定避難所は，　　，　　です。
　　※140 文字以内

［危機管理課・職員課・秘書広報課・消防本部］

１２－１３　避難指示文例

１　土砂災害

(1)　香川県防災情報システム(L アラート，緊急速報メール(エリアメール)，香川県防災情報メール)

□　避難指示対象地区

対象地区を表示

□　理　由

土砂災害が発生するおそれが高まったため　等

□　坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

土砂災害が発生するおそれが高まったため，〇〇山沿いの地区に警戒レベル４，避難指示を発令しました。直ちに避難場所等の安全な場所へ避難してください。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅の２階の谷側などの部屋に移動するなど，身の安全を確保してください。

現在開設している指定緊急避難場所は，次のとおりです。

（以下，開設している指定緊急避難場所を表示。）

※200 文字以内

(2)　広報車，エフエム・サン，各地区放送設備，サイレン吹鳴装置

坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

土砂災害が発生するおそれが高まったため，(〇〇地区・〇〇町)山沿いの地区に警戒レベル４，避難指示を発令しました。直ちに避難場所等の安全な場所へ避難してください。避難場所等への立退き避難が危険な場合には，少しでも崖や沢から離れた建物や自宅の２階の谷側などの部屋に移動するなど，身の安全を確保してください。

現在開設している指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。

(3)　ツイッター

【避難指示１】

坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

土砂災害が発生するおそれが高まったため，(〇〇地区・〇〇町)山沿いの地区に警戒レベル４，避難指示を発令しました。直ちに避難場所等の安全な場所へ避難してください。

【避難指示２】

避難場所等への立退き避難が危険な場合には，少しでも崖や沢から離れた建物や自宅の２階の谷側などの部屋に移動するなど，身の安全を確保してください。

現在開設している指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。

※140 文字以内

２　洪　水

(1)　香川県防災情報システム(L アラート，緊急速報メール(エリアメール)，香川県防災情報メール)

□　避難指示対象地区

対象地区を表示

□　理　由

〇〇川の水位が氾濫危険水位に達し，なお水位が上昇中のため(氾濫のおそれが高まったため)または道路冠水等の発生するおそれが高まったため　等

□　坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

〇〇川の水位が氾濫危険水位に達し，なお水位が上昇中たため，(〇〇地区，〇〇町）に警戒レベル４，避難指示を発令しました。直ちに避難場所等の安全な場所へ避難してください。立退き避難が危険な場合には、，自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど，身の安全を確保してください。

現在開設している指定緊急避難場所は，次のとおりです。

（以下，開設している指定緊急避難場所を表示。）

※200 文字以内

(2) 広報車，エフエム・サン，各地区放送設備，サイレン吹鳴装置

坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

○○川の水位が氾濫危険水位を到達し，なお水位が上昇しています。氾濫のおそれが高まったため，(○○地区・○○町)に警戒レベル４，避難指示を発令しました。

直ちに避難場所等の安全な場所へ避難してください。避難場所等への立退き避難が危険な場合には，近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど，身の安全を確保してください。自宅の安全が確認できた場合は，屋内で安全を確保することも可能です。

現在開設している指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。

(3) ツイッター用

【避難指示１】

坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

○○川の水位が氾濫危険水位に達し，氾濫のおそれが高まったため，(○○地区・○○町)に警戒レベル４，避難指示を発令しました。

直ちに避難場所等の安全な場所へ避難するか，近くの建物の高い場所に移動するなど，身の安全を確保してください。

【避難指示２】

自宅の安全が確認できた場合は，屋内で安全を確保することも可能です。

現在開設している指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。

※140 文字以内

３ 高 潮

(1) 香川県防災情報システム(L アラート，緊急速報メール(エリアメール)，香川県防災情報メール)

□ 避難指示対象地区

西部・中央・東部・金山・林田・松山・与島・王越地区

□ 理　由

警戒レベル４，高潮が発生するおそれが高まったため　等

□ 坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

高潮が発生するおそれが高まったため，西部・中央・東部・金山・林田・松山・与島・王越地区一帯に警戒レベル４，避難指示を発令しました。

直ちに避難場所等の安全な場所へ避難してください。避難場所等への立退き避難が危険な場合には，自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど，身の安全を確保してください。

現在開設している指定緊急避難場所は，次のとおりです。

（以下，開設している指定緊急避難場所を表示。）

※200 文字以内

(2) 広報車，エフエム・サン，各地区放送設備，サイレン吹鳴装置

坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

高潮が発生するおそれが高まったため，西部・中央・東部・金山・林田・松山・与島・王越地区一帯に警戒レベル４，避難指示を発令しました。直ちに避難場所等の安全な場所へ避難してください。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には、近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど，身の安全を確保してください。自宅の安全が確認できた場合は，屋内で安全を確保することも可能です。

現在開設している指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。

(3) ツイッター

【避難指示１】

坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

高潮が発生するおそれが高まったため，高潮浸水想定区域に警戒レベル４，避難指示を発令しました。直ちに避難場所等の安全な場所へ避難するか，近くの建物の高い場所に移動するなど，身の安全を確保してください。

【避難指示２】
自宅の安全が確認できた場合は，屋内で安全を確保することも可能です。
現在開設している市指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。
※140 文字以内

４ 津 波

(1) 津波注意報

① 香川県防災情報システム(L アラート,緊急速報メール(エリアメール),香川県防災情報メール),サイレン吹鳴装置

□ 避難指示対象地区
西部・中央・東部・金山・林田・松山・与島・王越地区の沿岸部一帯

□ 理　由
津波注意報が発表されたため　等

□ 坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。
○時○○分に，△△を震源に発生した地震により，津波注意報が発表されましたので市沿岸部一帯に避難指示を発令しました。(津波情報が発表されている場合，追加する。:○○港への津波の到達は□□時□□分，津波の高さは１ｍと予想されています。)
直ちに，海岸や河川から離れ，少しでも高い場所へ避難してください。
津波注意報が解除されるまで海岸や河川に近づかないようにしてください。
※200 文字以内

② 広報車，エフエム・サン，各地区放送設備，サイレン吹鳴装置(適宜繰り返し放送)
坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。
○○時○○分に，△△を震源に発生した地震により，津波注意報が発表されましたので西部・中央・東部・金山・林田・松山・与島・王越地区の沿岸部一帯に避難指示を発令しました。○○港への津波の到達は□□時□□分，津波の高さは１ｍと予想されています。
直ちに，海岸や河川から離れ，少しでも高い場所へ避難してください。
津波注意報が解除されるまで海岸や河川に近づかないようにしてください。

③ ツイッター
坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。
△△を震源に発生した地震により，津波注意報が発表されましたので市沿岸部一帯に避難指示を発令しました。
直ちに，海岸や河川から離れ，少しでも高い場所へ避難してください。
津波注意報が解除されるまで海岸等に近づかないようにしてください。
※140 文字以内

(2) 大津波警報・津波警報

① 香川県防災情報システム(L アラート,緊急速報メール(エリアメール),香川県防災情報メール),サイレン吹鳴装置

□ 避難指示対象地区
西部・中央・東部・金山・西庄・林田・松山・与島・王越地区(津波避難対象区域)

□ 理　由
大津波(津波)警報が発表されたため　等

□ 坂出市災害対策本部よりお知らせします。
○○時○○分に，△△を震源に発生した地震により，大津波(津波)警報が発表されましたので市内に避難指示を発令しました。
直ちに，海岸や河川から離れ，津波浸水想定区域外へ避難してください。
大津波(津波)警報が解除されるまで避難場所から戻らないようにしてください。
現在開設している指定緊急避難場所は，次のとおりです。
（以下，開設している指定緊急避難場所を表示。）
※200 文字以内

② 広報車，エフエム・サン，各地区放送設備，サイレン吹鳴装置(10 分おきに繰り返し放送。)

坂出市災害対策本部よりお知らせします。

○○時○○分に，△△を震源に発生した地震により，大津波(津波)警報が発表されましたので西部・中央・東部・金山・西庄・林田・松山・与島・王越地区に避難指示を発令しました。

(津波情報が発表されている場合，付け加える。：○○港への津波の到達は□□時□□分，津波の高さは○mと予想されています。)

直ちに，海岸や河川から離れ，津波浸水想定区域外へ避難してください。間に合わないときは，少しでも高い場所へ避難してください。

現在開設している指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。

大津波(津波)警報が解除されるまで避難場所から戻らないようにしてください。

③ ツイッター

【避難指示１】

坂出市災害対策本部よりお知らせします。

○○時○○分に，△△を震源とした地震により，大津波(津波)警報が発表されましたので市内に避難指示を発令しました。

直ちに海岸や河川から離れ，浸水想定区域外へ避難してください。間に合わないときは，少しでも高い場所へ避難してください。

【避難指示２】

現在開設している指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。

大津波(津波)警報が解除されるまで避難場所から戻らないようにしてください。

※140 文字以内

［危機管理課・職員課・秘書広報課・消防本部］

１２－１４　緊急安全確保文例

１　土砂災害

(1)　土砂災害が切迫している状況

①　香川県防災情報システム(L アラート，緊急速報メール(エリアメール)，香川県防災情報メール)

□　緊急安全確保対象地区

対象地区を表示

□　理　由

大雨特別警報(土砂災害)が発表され,○○地区では土砂災害が発生している可能性が極めて高い状況にあるため　等

□　坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

○○地区では土砂災害が発生している可能性が極めて高い状況にあるため，○○地区に警戒レベル５，緊急安全確保を発令しました。直ちに身の安全を確保してください。

立退き避難が危険な場合は，崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど，直ちに身の安全を確保してください。

現在開設している指定緊急避難場所は，次のとおりです。

（以下，開設している指定緊急避難場所を表示。）

※200 文字以内

②　広報車，エフエム・サン，各地区放送設備，サイレン吹鳴装置

坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

大雨特別警報(土砂災害)が発表され，○○地区では土砂災害が発生している可能性が極めて高い状況にあるため，○○地域に警戒レベル５，緊急安全確保を発令しました。

直ちに身の安全を確保してください。避難場所等への立退き避難が危険な場合は，少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど，直ちに身の安全を確保してください。

（避難に影響がある場合：土砂崩れにより○○道は通行できませんので注意してください。）

現在開設している指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。

③　ツイッター

【緊急安全確保１】

坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

○○地区では土砂災害が発生している可能性が極めて高い状況にあるため，○○地域に警戒レベル５，緊急安全確保を発令しました。直ちに身の安全を確保してください。

【緊急安全確保２】

避難場所等への立退き避難が危険な場合は，少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど，直ちに身の安全を確保してください。

現在開設している指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。

※140 文字以内

(2)　土砂災害発生を確認した状況

①　香川県防災情報システム(L アラート，緊急速報メール(エリアメール)，香川県防災情報メール)

□　緊急安全確保対象地区

対象地区を表示

□　理　由

土砂災害が発生したため　等

□　坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

○○地区において土砂災害が発生したため，○○地区に警戒レベル５，緊急安全確保を発令しました。直ちに土砂災害発生地域から離れ，安全な場所に避難してください。

立退き避難が危険な場合は，崖や沢から離れた建物や自宅内の谷側の２階の部屋に移動するなど，直ちに身の安全を確保してください。

現在開設している指定緊急避難場所は，次のとおりです。

（以下，開設している指定緊急避難場所を表示。）

※200 文字以内

② 広報車，エフエム・サン，各地区放送設備，サイレン吹鳴装置

坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

○○地区において土砂災害が発生したため，○○地区に警戒レベル５，緊急安全確保を発令しました。直ちに土砂災害発生地域から離れ，安全な場所に避難してください。

避難場所等への立退き避難が危険な場合は，少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の谷側の２階の部屋に移動するなど，直ちに身の安全を確保してください。

(避難に影響がある場合：土砂崩れにより○○道は通行できませんので注意してください。)

現在開設している指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。

③ ツイッター

【緊急安全確保１】

坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

○○地区において土砂災害が発生したため，○○地域に警戒レベル５，緊急安全確保を発令しました。直ちに土砂災害発生地域から離れ，安全な場所に避難してください。

【緊急安全確保２】

避難場所等への立退き避難が危険な場合は，少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の谷側の２階の部屋に移動するなど，直ちに身の安全を確保してください。

現在開設している指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。

※140 文字以内

２ 洪 水

(1) 河川氾濫が切迫している状況

① 香川県防災情報システム(Ｌアラート，緊急速報メール(エリアメール)，香川県防災情報メール)

□ 緊急安全確保対象地区

対象地区を表示

□ 理　由

○○川の水位がすでに堤防を超え氾濫が発生しているおそれがあるため　等

□ 坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

○○川の水位がすでに堤防を超え氾濫が発生しているおそれがあるため，(○○地区)に警戒レベル５，緊急安全確保を発令しました。

直ちに身の安全を確保してください。避難場所等への立退き避難が危険な場合には，自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど，直ちに身の安全を確保してください。

現在開設している指定緊急避難場所は，次のとおりです。

（以下，開設している指定緊急避難場所を表示。）

※200 文字以内

② 広報車，エフエム・サン，各地区放送設備，サイレン吹鳴装置

坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

○○川の水位がすでに堤防を超え氾濫が発生しているおそれがあるため，(○○地区)に警戒レベル５，緊急安全確保を発令しました。

直ちに身の安全を確保してください。避難場所等への立退き避難が危険な場合には，自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど，直ちに身の安全を確保してください。

(避難行動に影響がある場合：浸水により○○地区は通行できませんので注意してください。)

現在開設している指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。

③ ツイッター

【緊急安全確保１】

坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

○○川の水位がすでに堤防を超え氾濫が発生しているおそれがあるため，(○○地区)に警戒レベル５，緊急安全確保を発令しました。直ちに身の安全を確保してください。

【緊急安全確保２】

避難場所等への立退き避難が危険な場合には，自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど，直ちに身の安全を確保してください。

現在開設している指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。

※140 文字以内

(2) 河川氾濫を確認した状況

① 香川県防災情報システム(Lアラート，緊急速報メール(エリアメール)，香川県防災情報メール)

□ 緊急安全確保対象地区

対象地区を表示

□ 理 由

○○の堤防が決壊(越水，溢水)したため，河川の氾濫発生を確認できたため 等

□ 坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

○○川の○○付近で氾濫が発生したため，(○○地区)に警戒レベル５，緊急安全確保を発令しました。○○地区にいるかたは，直ちに身の安全を確保してください。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には，自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど，直ちに身の安全を確保してください。

(避難行動に影響がある場合：浸水により○○地区は通行できませんので注意してください。)

現在開設している指定緊急避難場所は，次のとおりです。

（以下，開設している指定緊急避難場所を表示。）

※200 文字以内

② 広報車，エフエム・サン，各地区放送設備，サイレン吹鳴装置

坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

○○川の○○付近で氾濫が発生したため，(○○地区)に警戒レベル５，緊急安全確保を発令しました。○○地区にいるかたは，直ちに身の安全を確保してください。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には，自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど，直ちに身の安全を確保してください。

(避難行動に影響がある場合：浸水により○○地区は通行できませんので注意してください。)

現在開設している指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。

③ ツイッター

【緊急安全確保１】

坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

○○川の○○付近で氾濫が発生したため，(○○地区)に警戒レベル５，緊急安全確保を発令しました。○○地区にいるかたは，直ちに身の安全を確保してください。

【緊急安全確保２】

避難場所等への立退き避難が危険な場合には，自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど，直ちに身の安全を確保してください。

現在開設している指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。

※140 文字以内

３ 高 潮

(1) 高潮による災害が切迫している状況

① 香川県防災情報システム(Lアラート，緊急速報メール(エリアメール)，香川県防災情報メール)

□ 緊急安全確保対象地区

西部・中央・東部・金山・西庄・林田・松山・与島・王越地区

□ 理 由

○○港の潮位がすでに海岸堤防を超え浸水が発生したおそれがあるため 等

□ 坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

○○港の潮位が堤防を超え浸水が発生したおそれがあるため，○○地区に警戒レベル５，緊急安全確保を発令しました。直ちに身の安全を確保してください。

立退き避難が危険な場合には，自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど，身の安全を確保してください。

現在開設している指定緊急避難場所は，次のとおりです。

（以下，開設している指定緊急避難場所を表示。）

※200 文字以内

② 広報車，エフエム・サン，各地区放送設備，サイレン吹鳴装置

坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

○○港の潮位がすでに海岸堤防を超え浸水が発生したおそれがあるため，○○地区に警戒レベル５，緊急安全確保を発令しました。直ちに身の安全を確保してください。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には，自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど，直ちに身の安全を確保してください。

現在開設している指定緊急避難場所は，次のとおりです。

（避難に影響がある場合：浸水により○○地区は通行できませんので注意してください。）

現在開設している指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。

③ ツイッター

【緊急安全確保１】

坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

○○港の潮位が堤防を超え浸水が発生したおそれがあるため，○○地区に警戒レベル５，緊急安全確保を発令しました。直ちに身の安全を確保してください。

【緊急安全確保２】

立退き避難が危険な場合には，自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど，直ちに身の安全を確保してください。

現在開設している指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。

※140 文字以内

(2) 高潮による災害を確認した状況

① 香川県防災情報システム(L アラート，緊急速報メール(エリアメール)，香川県防災情報メール)

□ 緊急安全確保対象地区

西部・中央・東部・金山・西庄・林田・松山・与島・王越地区

□ 理　由

海岸堤防等が倒壊したとき，異常な氾濫流が発生したとき　等

□ 坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

○○港において異常な氾濫流が発生したため，○○地区に警戒レベル５，緊急安全確保を発令しました。直ちに身の安全を確保してください。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には，自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど，直ちに身の安全を確保してください。

現在開設している指定緊急避難場所は，次のとおりです。

（以下，開設している指定緊急避難場所を表示。）

※200 文字以内

② 広報車，エフエム・サン，各地区放送設備，サイレン吹鳴装置

○○港において異常な氾濫流が発生したため，○○地区に警戒レベル５，緊急安全確保を発令しました。直ちに身の安全を確保してください。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には，自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど，直ちに身の安全を確保してください。

（避難に影響がある場合：浸水により○○地区は通行できませんので注意してください。）

現在開設している指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。

(3) ツイッター

【緊急安全確保１】

坂出市水防(災害対策)本部よりお知らせします。

○○港において異常な氾濫流が発生したため，○○地区に警戒レベル５，緊急安全確保を発令しました。直ちに身の安全を確保してください。

【緊急安全確保２】

避難場所等への立退き避難が危険な場合には，自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど，直ちに身の安全を確保してください。

現在開設している指定緊急避難場所は　　，　　，　　です。

※140 文字以内

［危機管理課・職員課・総務課・公民連携・ＤＸ推進課・秘書広報課・農林水産課・建設課・
けんこう課・ふくし課・こども課・かいご課］

１２－１５　土砂災害警戒区域における警戒避難体制

土砂災害警戒区域における警戒避難体制および土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設への土砂災害に関する情報の伝達方法を定める。

1　土砂災害情報の収集・伝達(土砂災害防止法第 8 条第 1 項)

(1)　収集する情報および収集方法

収集する情報	情報源	収集方法
気象情報・雨量情報	気象庁等	テレビ，ラジオ インターネット （気象庁・香川県防災情報システム）
土砂災害警戒情報	香川県 高松気象台	防災行政無線，電話，ファックス インターネット （気象庁・香川県砂防情報システム）
土砂災害の前兆現象 土砂災害発生情報	住民，消防団 警察，情報班 土木事務所	電話等

(2)　周知の方法

「避難情報等の発令の目安」「土砂災害避難対象区域」に基づき，同報系防災行政無線，サイレン吹鳴装置，広報車，自治会への電話連絡，ホームページ，ツイッター，防災情報メール等を利用して周知する。

担当	伝達先	手段
総括班	避難対象地域住民	同報系防災行政無線 サイレン吹鳴装置(消防本部) 防災情報メール
広報班	避難対象地域住民	報道機関，各地区放送設備， ホームページ，ツイッター
動員班	避難対象地域住民	広報車
総務班・出張所班	自治会長，自主防災組織等	電話連絡

(3)　周知させる内容

次の情報から伝達手段に応じた情報を選択して周知させる。

①　警戒レベル
②　避難情報等
③　避難情報の対象地区
④　指定緊急避難場所
⑤　避難時の心得(早めの避難，避難時にはブレーカーを切る事など)
⑥　その他，避難に必要な情報

2　指定緊急避難場所，指定避難所の開設・運営(土砂災害防止法第 8 条第 1 項)

(1)　避難情報を発令する時は，必要に応じて指定緊急避難場所，指定避難所を開設する。
(2)　指定緊急避難場所および指定避難所の運営については，別途定める。
(3)　地域住民が定めている一時避難場所の開設・運営は，自主防災組織等により運営する。
(4)　避難行動要支援者については，坂出市避難行動要支援者避難支援計画に基づき，避難の支援を実施する。

３　土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設(土砂災害防止法第 8 条第 2 項)

(1)　選定の方針

①　土砂災害警戒区域内，または地すべり危険個所(平成 14 年公表)内に存在する施設とする。

②　土砂災害の危険性が高まった時に，円滑かつ迅速な避難が必要な施設を定め，避難情報を伝達するものであることから，次の基準により土砂災害の危険性が高まった時にも利用者が居る施設とする。

ア　高齢者等施設

宿泊機能を有する施設および通所機能を有する施設とする。大雨であっても通所施設は休止にならない。

イ　障がい者施設

宿泊機能を有する施設および通所機能を有する施設とする。大雨であっても通所施設は休止にならない。

ウ　保育所・認定こども園

大雨警報が発表されても，保護者が迎えに来られない乳幼児が居るため伝達対象とする。

エ　幼稚園・小学校

大雨警報が発表された時点で休園・休校となっているため対象施設から除外する。

オ　医療機関

大雨時に一人で避難できない患者の通院は少ないと考えられるため，入院設備がある病院のみとする。

(2)　要配慮者利用施設一覧

①　高齢者等施設

連番	施設名	所在地	電話番号	事業者名	予想される危険	連絡担当課
1	養護老人ホーム ウエストガーデン	西庄町 1638	46-3837	社会福祉法人 和光福祉会	地すべり 危険箇所	かいご課
2	介護付有料老人ホーム やすらぎホームさぬきのくに	加茂町 120-1	56-3035	株式会社 五色会	警戒区域 (土石流)	
3	介護老人保健施設五色台 (グループホームたまもよし)	加茂町 194-1	48-3300	医療法人社団 五色会	警戒区域 (土石流)	
4	サービス付き高齢者向け住宅 府中の郷　雅(デイサービス)	府中町前谷上所 147-6	48-3900	医療法人社団 赤心会	警戒区域 (土石流)	

②　障がい者施設

連番	施設名	所在地	電話番号	事業者名	予想される危険	連絡担当課
1	清水園	西庄町 1635-1	46-4277	社会福祉法人 玉祉会	地すべり 危険箇所	ふくし課
2	就労支援事業所 わかたけ	西庄町 1666-4	45-6746	社会福祉法人 若竹会	地すべり 危険箇所	
3	コミュニティハウスやそば 共同生活援助やそば第１	西庄町 1697-23			地すべり 危険箇所	
4	ケアホーム　歩Ｂ館	府中町 321-1	48-3120	社会福祉法人 あやうた福祉会	警戒区域 (土石流)	
5	ケアホーム　はれるＡ館Ｂ館	府中町 322	48-3800	医療法人社団 赤心会	警戒区域 (土石流)	
6	就労継続支援Ｂ型 彩葉作業所	府中町 147-11	48-3400		警戒区域 (土石流)	

③　保育所

連番	施設名	所在地	電話番号	事業者名	予想される危険	連絡担当課
1	愛集苑保育所	西庄町 1440-3	45-2822	社会福祉法人 愛集苑	警戒区域 (土石流)	こども課

4　要配慮者利用施設への土砂災害に関する情報の伝達(土砂災害防止法第８条第１項)

(1)　情報の伝達基準

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設への土砂災害に関する情報の伝達する基準は，次のいずれかに該当した場合とする。

①　香川県および高松地方気象台により，本市に土砂災害警戒情報が発表された場合。

なお，土砂災害警戒情報は，土石流や急傾斜地崩壊を対象としており，山体崩壊や地すべり等は情報の発表対象としていないが，注意喚起のため，地すべり危険箇所にある施設に関しても情報を伝達する。

②　土砂災害警戒情報は発表されていないが，降雨の状況や，土砂災害の前兆現象の通報・発見等から，特に必要と認められる場合。

(2)　情報の伝達内容

①　選択項目

ア　土砂災害警戒情報が発表されている場合

市の避難指示発令や住民の自主避難の判断材料とすることを目的とする土砂災害警戒情報発表されたこと。

イ　土砂災害警戒情報が発表されていない場合

理由(雨量，前兆現象等)を示し，土砂災害の危険が高まっていること。

②　共通項目

施設の態様に応じ，必要な措置をとること。(例)

ア　当該施設において，災害に関する具体的計画を定めている場合は，計画に沿って災害対応を行うこと。

イ　計画がない場合は，速やかに利用者の避難の準備を開始し，準備が完了したら可能な限り避難を開始すること。

ウ　利用者全員の避難が困難な場合において，施設の建築物に十分な強度があり，かつ２階以上の階層がある場合は，利用者を可能な限り上階に移動させること。

(3)　情報の伝達系統図

土砂災害に関する情報の伝達系統は，次のとおりとする。

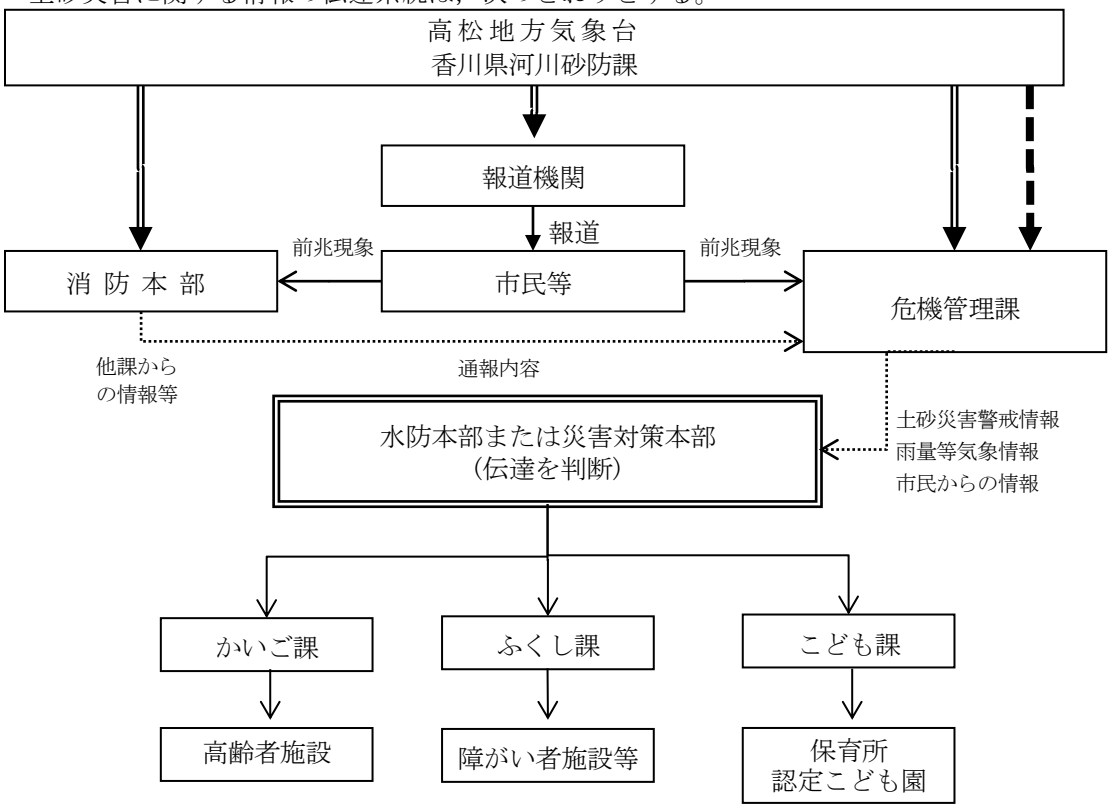

◀═══ 土砂災害警戒情報の伝達

◀・・・・防災情報提供システム(気象庁)，砂防情報システム(香川県)による情報取得

◀━━━ 電話，FAX，メール等による伝達

５　要配慮者利用施設における情報収集

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者等は，次の方法により情報の収集に努めるものとする。

(1)　目視等（施設周辺の降雨状況，土砂災害の前兆現象）
(2)　テレビ，ラジオ(気象情報，避難情報等)
(3)　インターネット(気象情報，土砂災害警戒情報，避難情報等)
(4)　防災情報メール(気象情報，避難情報等)
(5)　サイレン吹鳴装置，広報車の放送(避難情報等)

６　要配慮者利用施設における避難体制の整備

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者または所有者等は，利用者の土砂災害時における円滑かつ迅速な避難を確保するため，避難確保計画を作成し，この計画を市長に報告するとともに，当該計画に基づき，避難訓練を実施するものとする。

また，自衛水防組織の設置等に努めるものとする。

［危機管理課・職員課・総務課・公民連携・ＤＸ推進課・秘書広報課・建設課・港湾課・
けんこう課・ふくし課・こども課・かいご課］

１２－１６　浸水想定区域における避難の確保計画

1　洪水予報等の伝達方法(水防法第 15 条第 1 項第 1 号)

(1)　伝達方法

水防法第 13 条 2 項，第 13 条の三および第 13 条の四の規定により，洪水予報等の通知を受けた場合は，浸水想定区域内の住民に対して，「避難情報等の発令の目安」に基づき，同報系防災行政無線，サイレン吹鳴装置，広報車，自治会への電話連絡，ホームページ，ツイッター，防災情報メール等を利用して周知する。

担当	伝達先	周知方法
総括班	浸水想定区域に周知	同報系防災行政無線 サイレン吹鳴装置(消防本部) 防災情報メール
広報班	浸水想定区域に周知	報道機関，各地区放送設備， ホームページ，ツイッター
動員班	浸水想定区域に周知	広報車
総務班・出張所班	自治会長，自主防災組織等	電話連絡

(2)　伝達する内容

次の情報から伝達手段に応じた情報を選択して伝達する。

①　警戒レベル
②　洪水予報等の内容(河川の名称，水位，潮位の状況など)
③　避難情報の対象地区
④　指定緊急避難場所
⑤　避難時の心得(早めの避難，避難時にはブレーカーを切る事など)
⑥　その他，避難に必要な情報

(3)　基準水位観測所等の諸元

①　河川

ア　国土交通省管理

河川名	観測所名	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高水位
土器川	祓川橋(丸亀)	2.70m	3.70m	4.30m	4.60m	6.19m

イ　香川県管理

河川名	観測所名	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高水位
綾川(上流)	滝宮	1.30m	1.80m	2.20m	2.45m	3.00m
綾川(下流)	鴨川新橋	2.75m	3.95m	4.00m	4.45m	5.30m
大束川(上流)	上車橋	1.00m	2.10m	2.10m	2.40m	2.97m
大束川(下流)	津之郷橋	1.40m	2.60m	3.10m	3.45m	3.47m
明神川	沖	0.90m	1.10m	－	－	－

※　避難判断水位は，平成 16 年の台風災害等から，国および県が河川の氾濫までに 1 時間程度の時間的余裕をもって市町の避難指示等の判断材料とすることを目的に設定したものである。

ウ　危機管理型水位計(香川県管理)

河川名	観測所名	観測開始水位	危険水位	備考
綾川(下流)	城山橋	-4.37m	-0.20m	観測開始水位は，氾濫開始水位を０ｍとした場合のマイナス水位
綾川(下流)	綾坂橋	-4.63m	-0.38m	
新宮川	若山橋	-2.35m	-0.35m	
綾川(下流)	雲井橋	-4.38m	－	
大束川	富士見橋	-1.08	－	

② 潮位

港湾名	検潮所名	注意報基準潮位	警報基準潮位	既往最高潮位(H16.8.30)
坂出港	坂出港検潮所	標高 2.00m	標高 2.30m	標高 2.78m

2 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項(水防法第 15 条第 1 項第 2 号)

(1) 避難情報を発令する時は，必要に応じて指定緊急避難場所，指定避難所を開設する。

(2) 指定緊急避難場所および指定避難所の運営については，別途定める。

(3) 地域住民が定めている一時避難場所の開設・運営は，自主防災組織等により運営する。

(4) 浸水想定区域内の住民は，自らの身を守るため，日頃から避難場所，避難経路の決定，非常持出品等の備えを行うものとする。また，避難に際して，避難経路が冠水し屋外への避難が困難な場合は，自宅の２階等へ避難するなど，周辺の状況に応じた避難を行うものとする。

(5) 避難行動要支援者に対しては，避難行動要支援者避難支援計画に基づき，地域での避難支援に努める。

3 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設(水防法第 15 条第 1 項第 4 号)

(1) 浸水想定区域

① 選定の方針

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で，その利用者の洪水または高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設は次のとおりとする。

ア 河川(綾川，大束川，土器川)の氾濫または高潮による浸水想定区域内に存在する施設とする。

イ 洪水または高潮の危険性が高まった時に，円滑かつ迅速な避難が必要な施設を定め，避難情報を伝達するものであることから，次の基準により洪水の危険性が高まった時にも利用者が居る施設とする。

(ｱ) 高齢者等施設

宿泊機能を有する施設および通所機能を有する施設とする。大雨であっても通所施設は休止にならない。

(ｲ) 障がい者施設

宿泊機能を有する施設および通所機能を有する施設とする。大雨であっても通所施設は休止にならない。

(ｳ) 保育所・認定こども園

大雨警報が発表されても,保護者が迎えに来られない乳幼児が居るため,伝達対象とする。

(ｴ) 幼稚園，小学校

大雨警報が発表された時点で休園・休校となっているため対象施設から除外する。

(ｵ) 医療機関

大雨時に一人で避難できない患者の通院は少ないと考えられるため，入院設備がある病院のみとする。

② 洪水浸水想定区域にある要配慮者利用施設一覧

ア 綾川(上流) 避難判断水位(滝宮にて 2.20m)に達した場合に連絡

(ｱ) 高齢者等施設

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
1	地域密着型特別養護老人ホームかわつ	川津町 2787-1	45-0133	社会福祉法人敬世会	かいご課
2	永井デイケアセンター	川津町 2730	59-3366	医療法人社団永井整形外科医院	
3	かじはらデイケアセンター	川津町 2785-1	59-1122	医療法人社団秀和会かじはらペインクリニック	

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
4	サービス付き高齢者向け住宅 ゆんたく	川津町 768-1	43-5687	株式会社 ヨシイ不動産	かいご課

(ｲ) 障がい者施設

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
1	あいうえお児童デイサービス ショートステイあいうえお	川津町 2735-1	59-0580	有限会社 あいうえお	ふくし課
2	コミュニティハウスやそば 共同生活援助やそば第６	川津町 3744-2	45-6746	社会福祉法人 若竹会	
3	コミュニティハウスやそば 共同生活援助やそば第７				

(ｳ) 保育所・認定こども園

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
1	南部保育所	池園町 4-26	45-0140	坂出市	こども課
2	坂出一高幼稚園	駒止町 2-2-10	45-2141	学校法人 花岡学園	

(ｴ) 医療機関

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
1	かじはらペインクリニック	川津町 2785-1	45-1101	－	けんこう課
2	永井循環器内科医院	川津町 2800-1	44-1177	－	
3	永井整形外科医院	川津町 2730	45-1177	－	

イ 綾川(下流) 避難判断水位(鴨川新橋にて 4.00m)に達した場合に連絡

(ｱ) 高齢者等施設

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
1	特別養護老人ホーム 愛生苑	西庄町 79-1	45-8880	社会福祉法人 永世会	かいご課
2	小規模多機能事業所 まほろば	西庄町 88-1	45-6638		
3	ショートステイセンター つながり	西庄町 88-1	59-0587		
4	特別養護老人ホーム グランドガーデン	加茂町 628-6	56-3370	社会福祉法人 和光福祉会	
5	ケアハウス ローズガーデン	加茂町 581-2	56-3330		
6	グレイスガーデン	加茂町 628-1	56-3380		
7	特別養護老人ホーム フラワーガーデンひまわり	京町 3-6-55	59-1165	社会福祉法人 愛友会	
8	住宅型有料老人ホーム フラワーガーデンひまわり	京町 3-6-55	59-1165		
9	ケアハウス マイルドハート坂出	横津町 3-2-11	44-5255	社会福祉法人 鵜足津福祉会	

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
10	サービス付き高齢者向け住宅 アゼリアあさひ	旭町 3-7-20	49-4172	社会福祉法人 鵜足津福祉会	かいご課
11	介護付有料老人ホーム 楽陽	駒止町 1-3-5	59-0555	株式会社西日本 ファーマシー	
12	デイサービス　つくし	駒止町 1-3-5	59-0500		
13	介護付有料老人ホーム フラワーガーデン京町	京町 3-6-56	46-2222	有限会社マエダメディカルコーポ	
14	有料老人ホーム　ひだまり	加茂町 960-1	85-7477	株式会社武下	
15	デイサービス カーネーション	京町 3-6-56	59-0502	医療法人社団まえだ整形外科外科医院	
16	グループホーム　パンジー	京町 3-6-56	59-0503		
17	医療法人社団 まえだ整形外科外科医院	室町 3-1-13	46-5056		
18	医療法人社団愛生会 デイセンター緑生	江尻町 836-5	45-2805	医療法人社団愛生会	
19	グループホーム メイプル	加茂町 591	48-3833	医療法人西山記念会 ＭＩＲＡＩ病院	
20	ＭＩＲＡＩ病院 デイケアセンター	加茂町 633-1	48-3535		
21	グループホーム たんぽぽの花	林田町 586-1	57-3883	社会福祉法人 松寿会	
22	グループホーム　緑の里	寿町 1-3-1	44-1160	社会福祉法人 敬世会	
23	小規模多機能型居宅介護事業所 緑の家	寿町 1-3-1	44-1370		
24	サービス付き高齢者向け住宅 緑の庄	寿町 1-3-1	45-1170		
25	デイサービスセンター コスモス	寿町 1-3-1	59-2850	㈱城山ケアセンター	
26	看護小規模多機能型居宅介護 然	谷町 2-2-48	45-4566	医療法人　然	
27	医療法人　然　みのりん	駒止町 1-3-5	85-8307		
28	坂出聖マルチン病院サービス付き 高齢者向け住宅「めぐみ」	谷町 1-4-68	46-6712	宗教法人カトリック聖ドミニコ宣教修道女会	
29	医療法人社団響会 林内科呼吸器科医院	白金町 3-6-11	46-5302	医療法人社団響会	

(ｲ)　障がい者施設

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
1	指定障がい福祉サービス事業所 さかいで	久米町 1-5-43	46-3088	社会福祉法人 鵜足津福祉会	ふくし課
2	障がい児通所支援事業所 放課後デイサービスさかいで	久米町 1-5-43	46-3088		
3	Ⅱ型身体障がい者 デイサービスセンター坂出	横津町 3-2-11	44-5255		
4	いいケアサポート　みのり	谷町 2-2-48	45-4566	医療法人　然	

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
5	デイサービスここから 放課後デイサービスはぐっと	加茂町 701-1	48-0679	(有)サポートセンターふぁいと	ふくし課
6	指定障がい福祉サービス事業所 多機能型　八幡園	白金町 1-2-10	46-5090	社会福祉法人坂出市社会福祉協議会	
7	就労継続支援Ｂ型 ワークショップ以呂波	神谷町 19-1	85-3650	一般社団法人 いろは福祉会	
8	指定障がい福祉サービス事業所 多機能型　楽笑	西庄町茶園 1126-7	44-6778	社会福祉法人 楽笑福祉会	
9	障がい児通所支援事業所 楽笑	西庄町茶園 1126-7	44-6778		
10	グループホームＬｅａｐ	西庄町茶園 1128-2	44-6778		
11	児童発達支援事業所 たけのこ坂出	谷町 1-5-15	85-6401	合同会社たけのこ	
12	コミュニティハウスやそば 共同生活援助やそば第５	江尻町 1549-16	45-6746	社会福祉法人 若竹会	
13	コミュニティハウスやそば 共同生活援助やそば第９	西庄町樋本 967-4			
14	精神障害者グループホーム 五色台　壱番館・弐番館	加茂町 700-13	48-2811	医療法人社団 五色会	
15	精神障害者グループホーム 五色台　参番館	加茂町 680-1			
16	精神障害者グループホーム 五色台　伍番館	加茂町 711-6			
17	精神障害者グループホーム 五色台　TANIMATI	谷町 1-6-25			
18	精神障害者グループホーム 五色台　espoir	久米町 2-1-23			
19	精神障害者グループホーム 五色台　abitazione	加茂町 1087-1			
20	Ｉ型 中讃地域生活支援センター	加茂町 700-13	56-3200		
21	就労継続型支援Ｂ型 ドリームワークス	加茂町 678-1	59-4567		
22	グループホーム　あさひ	旭町 3-7-20	49-4172	社会福祉法人 鵜足津福祉会	

(ｳ)　保育所・認定こども園

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
1	江尻保育所	江尻町 1057－1	46-4339	坂出市	こども課
2	西部保育所	御供所町 1-1-41	46-5925	坂出市	
3	加茂保育所	加茂町 1161-3	48-2801	坂出市	
4	育愛館	中央町 8-58	46-5812	社会福祉法人 イエス団	
5	坂出保育園	京町 2-5-13	45-5528	社団福祉法人 豊城福祉会	

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
6	林田保育園	林田町 3230－1	47-0709	社会福祉法人 林田保育園	こども課
7	神愛館	中央町 8-58	85-3133	社会福祉法人 イエス団	
8	きんかこども園	西庄町 638-1	46-8747	社会福祉法人 きんか福祉会	
9	ルンビニ幼稚園	新浜町 3-6	46-9775	学校法人 真利学園	

(ｴ) 医療機関

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
1	聖母眼科医院	室町 2-1-39	46-4481	－	けんこう課
2	まえだ整形外科外科医院	室町 3-1-13	46-5056	－	
3	ＭＩＲＡＩ病院	加茂町 633-1	48-3366	－	
4	総合病院回生病院	室町 3-5-28	46-1011	－	
5	聖マルチン病院	谷町 1-4-13	46-5195	－	
6	坂出市立病院	寿町 3-1-2	46-5131	－	

ウ 大束川 避難判断水位(上車橋にて 2.10m，津之郷橋にて 3.10m)に達した場合に連絡

(ｱ) 高齢者等施設

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
1	地域密着型特別養護老人ホーム かわつ	川津町 2787-1	45-0133	社会福祉法人 敬世会	かいご課
2	グループホーム 緑の里	寿町 1-3-1	45-1160		
3	小規模多機能型居宅介護事業所 緑の家	寿町 1-3-1	44-1370		
4	サービス付き高齢者向け住宅 緑の庄	寿町 1-3-1	45-1170		
5	デイサービスセンター らくだや	元町 2-1-1	45-1162		
6	デイサービスセンター コスモス	寿町 1-3-1	59-2850	㈱城山ケアセンター	
7	永井デイケアセンター	川津町 2730	59-3366	医療法人社団 永井整形外科医院	
8	かじはらデイケアセンター	川津町 2785-1	59-1122	医療法人社団秀和会 かじはらペインクリニック	
9	サービス付き高齢者向け住宅 ゆんたく	川津町 768-1	43-5687	株式会社 ヨシイ不動産	
10	介護付有料老人ホーム 楽陽	駒止町 1-3-5	59-0555	株式会社西日本 ファーマシー	

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
11	デイサービス　つくし	駒止町 1-3-5	59-0500	株式会社西日本ファーマシー	かいご課
12	医療法人　然　みのりん	駒止町 1-3-5	85-8307	医療法人　然	

(ｲ)　障がい者施設

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
1	障がい児通所支援事業所 あいうえお児童デイサービス	川津町 2735-1	59-0580	有限会社 あいうえお	ふくし課
2	コミュニティハウスやそば 共同生活援助やそば第６	川津町 3744-2	45-6746	社会福祉法人 若竹会	
3	コミュニティハウスやそば 共同生活援助やそば第７				

(ｳ)　保育所・認定こども園

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
1	南部保育所	池園町 4-26	45-0140	坂出市	こども課
2	坂出一高幼稚園	駒止町 2-2-10	45-2141	学校法人 花岡学園	

(ｴ)　医療機関

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
1	かじはらペインクリニック	川津町 2785-1	45-1101	－	けんこう課
2	永井循環器内科医院	川津町 2800-1	44-1177	－	
3	永井整形外科医院	川津町 2730	45-1177	－	

エ　土器川　避難判断水位(祓川橋にて 4.00m)に達した場合に連絡

(ｱ)　高齢者等施設

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
1	地域密着別特別養護老人ホーム かわつ	川津町 2787-1	45-0133	社会福祉法人 敬世会	かいご課
2	永井デイケアセンター	川津町 2730	59-3366	医療法人社団 永井整形外科医院	

(ｲ)　障がい者施設

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
1	コミュニティハウスやそば 共同生活援助やそば第６	川津町 3744-2	45-6746	社会福祉法人 若竹会	ふくし課
2	コミュニティハウスやそば 共同生活援助やそば第７				

(ｳ) 医療機関

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
1	かじはらペインクリニック	川津町 2785-1	45-1101	ー	けんこう課
2	永井循環器内科医院	川津町 2800-1	44-1177	ー	

③ 高潮浸水想定区域にある要配慮者利用施設一覧

坂出港の潮位が高潮警報基準(坂出港にて 2.3m)に達するおそれがある場合に連絡

ア 高齢者等施設

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
1	特別養護老人ホーム 愛生苑	西庄町 79-1	45-8880	社会福祉法人 永世会	かいご課
2	小規模多機能事業所 まほろば	西庄町 88-1	45-6638		
3	ショートステイセンター つながり	西庄町 88-1	59-0587		
4	特別養護老人ホーム フラワーガーデンひまわり	京町 3-6-55	59-1165	社会福祉法人 愛友会	
5	ケアハウス マイルドハート坂出	横津町 3-2-11	44-5255	社会福祉法人 鵜足津福祉会	
6	サービス付き高齢者向け住宅 アゼリアあさひ	旭町 3-7-20	49-4172	社会福祉法人 鵜足津福祉会	
7	介護付有料老人ホーム 楽陽	駒止町 1-3-5	59-0555	株式会社西日本 ファーマシー	
8	デイサービス　つくし	駒止町 1-3-5	59-0500		
9	介護付有料老人ホーム フラワーガーデン京町	京町 3-6-56	46-2222	有限会社マエダメ ディカルコーポ	
10	グループホーム　緑の里	寿町 1-3-1	45-1160	社会福祉法人 敬世会	
11	小規模多機能型居宅介護事業所 緑の家	寿町 1-3-1	44-1370		
12	サービス付き高齢者向け住宅 緑の庄	寿町 1-3-1	45-1170		
13	デイサービスセンター コスモス	寿町 1-3-1	59-2850	㈱城山ケアセンター	
14	デイサービス カーネーション	京町 3-6-56	59-0502	医療法人社団まえだ 整形外科外科医院	
15	グループホーム　パンジー	京町 3-6-56	59-0503		
16	医療法人社団まえだ整形外科外科医院	室町 3-1-13	46-5056		
17	医療法人社団愛生会 デイセンター緑生	江尻町 836-5	45-2805	医療法人社団愛生会	
18	グループホーム たんぽぽの花	林田町 586-1	57-3883	社会福祉法人 松寿会	
19	看護小規模多機能型居宅介護　然	谷町 2-2-48	45-4566	医療法人然	
20	坂出聖マルチン病院サービス付き 高齢者向け住宅「めぐみ」	谷町 1-4-68	46-6712	宗教法人カトリック 聖ドミニコ宣教修道女会	
21	医療法人社団響会 林内科呼吸器科医院	白金町 3-6-11	46-5302	医療法人社団響会	

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
22	医療法人　然　みのりん	駒止町 1-3-5	85-8307	医療法人　然	かいご課
23	特別養護老人ホーム 松ヶ浦荘	大屋冨町 3100-13	47-3121	社会福祉法人 松寿会	
24	ケアハウス　俊幸	大屋冨町 3100-32	57-3400		
25	有料老人ホーム　愛の音	入船町 1-2-31	57-3400	社会福祉法人 松寿会	
26	デイサービスセンター ふくろう	入船町 1-2-31	44-0621		
27	介護老人保健施設　松寿荘	大屋冨町 3100-26	47-4611		
28	グループホーム みかんの花	大屋冨町 3100-30	47-3526		
29	小規模多機能型居宅介護事業所 オリーブの花	大屋冨町 3100-40	47-3521		
30	松ヶ浦荘 デイサービスセンター	大屋冨町 3100-13	47-3121		
31	特別養護老人ホーム 聖マルチンの園	沖の浜 1-5	46-3776	社会福祉法人 聖マルチンの家	
32	フィットネスデイサービス ファンデイズ	西大浜北 1-1-5	35-8815	株式会社 フルジェクト	

イ　障がい者施設

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
1	指定障がい福祉サービス事業所 さかいで	久米町 1-5-43	46-3088	社会福祉法人 鵜足津福祉会	ふくし課
2	障がい児通所支援事業所 放課後デイサービスさかいで	久米町 1-5-43	46-3088		
3	Ⅱ型身体障がい者 デイサービスセンター坂出	横津町 3-2-11	44-5255		
4	いいケアサポート　みのり	谷町 2-2-48	45-4566	医療法人然	
5	指定障がい福祉サービス事業所　多機能型　八幡園	白金町 1-2-10	46-5090	社会福祉法人坂出市社会福祉協議会	
6	児童発達支援事業所 たけのこ坂出	谷町 1-5-15	85-6401	合同会社 たけのこ	
7	COMPASS 発達支援センター坂出	笠指町 3-1 いなだビル１階	85-9328	株式会社三葉	
8	コミュニティハウスやそば 共同生活援助やそば第４	西庄町 766-2	45-6746	社会福祉法人 若竹会	
9	コミュニティハウスやそば 共同生活援助やそば第５	江尻町 1549-16			
10	精神障害者グループホーム 五色台　TANIMATI	谷町 1-6-25	48-2811	医療法人社団 五色会	
11	精神障害者グループホーム 五色台　C-house	築港町 1-5-35			
12	精神障害者グループホーム 五色台　espoir	久米町 2-1-23			
13	グループホーム　あさひ	旭町 3-7-20	49-4172	社会福祉法人 鵜足津福祉会	

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
14	多機能型　かけはし	大屋冨町 3100-13	57-3170	社会福祉法人 松寿会	ふくし課

ウ　保育所・認定こども園

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
1	江尻保育所	江尻町 1057－1	46-4339	坂出市	こども課
2	西部保育所	御供所町 1-1-41	46-5925	坂出市	
3	松山こども園	高屋町 1044-1	47-0584	坂出市	
4	みどり保育園	八幡町 2-2-1	46-4363	社会福祉法人 みどりの園	
5	育愛館	中央町 8-58	46-5812	社会福祉法人 イエス団	
6	坂出保育園	京町 2-5-13	45-5528	社団福祉法人 豊城福祉会	
7	林田保育園	林田町 3230－1	47-0709	社会福祉法人 林田保育園	
8	神愛館	中央町 8-58	85-3133	社会福祉法人 イエス団	
9	きんかこども園	西庄町 638-1	46-8747	社会福祉法人 きんか福祉会	
10	坂出一高幼稚園	駒止町 2-2-10	45-2141	学校法人 花岡学園	
11	ルンビニ幼稚園	新浜町 3-6	46-9775	学校法人 真利学園	

エ　医療機関

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
1	聖母眼科医院	室町 2-1-39	46-4481	－	けんこう課
2	まえだ整形外科外科医院	室町 3-1-13	46-5056	－	
3	総合病院回生病院	室町 3-5-28	46-1011	－	
4	聖マルチン病院	谷町 1-4-13	46-5195	－	
5	坂出市立病院	寿町 3-1-2	46-5131	－	

(3)　雨水出水(内水)(水防法第 15 条第 1 項第 4 号)

平成 16 年の台風第 23 号の浸水実績をハザードマップに反映しているが，都市整備計画および香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画による下水道，排水ポンプ等整備および港湾・河川護岸整備が逐次実施されており，その整備状況を反映できないため，雨水出水浸水想定区域(市指定)は現時点では指定していない。

4　浸水想定区域内にある要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法(水防法第 15 条第 2 項)

(1)　伝達方法

第 13 条の 2，第 13 条の三または第 13 条の四の規定により洪水予報等の通知を受けた場合は，上記の要配慮者利用施設に，連絡担当課から電話等を利用して伝達する。

(2)　伝達する内容

①　警戒レベル
②　洪水予報等の内容(河川の名称，水位，潮位の状況など)
③　避難情報の対象地区
④　指定緊急避難場所
⑤　当該施設において避難計画を定めている場合は，計画に沿って避難を行うこと。
⑥　避難計画がない場合は，速やかに利用者の避難の準備を開始し，準備が完了したら可能な限り避難を開始すること。
⑦　１階に居室等のある施設については，浸水による停電によりエレベーターが動かなくなる等の可能性があるため，２階以上の階層がある場合は，入所者等の上階への移動
⑧　その他施設の態様に応じた必要な措置をすること。
⑨　避難が完了した場合は，その旨を市に連絡すること。
⑩　避難時の心得(早めの避難など)

(3)　伝達系統図

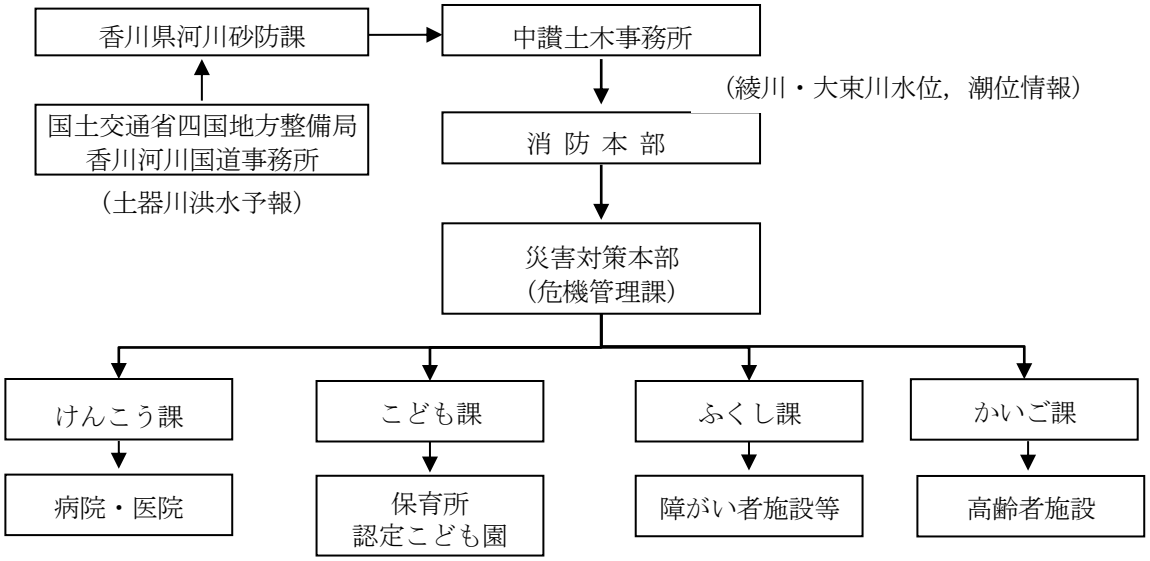

(4)　要配慮者利用施設における情報収集

要配慮者利用施設の管理者等は，次の方法により情報の収集に努めるものとする。

①　目視等(施設周辺の降雨状況，浸水状況等)
②　テレビ，ラジオ(気象情報，避難情報等)
③　インターネット(気象情報，河川水位・潮位情報，避難情報等)
④　防災情報メール(気象情報，避難情報等)
⑤　サイレン吹鳴装置，広報車の放送(避難情報等)

5　要配慮者利用施設における避難体制の整備

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の管理者または所有者等は，利用者の洪水発生時または高潮発生時における円滑かつ迅速な避難を実施するため，避難確保計画を作成し，この計画を市長に報告するとともに，当該計画に基づき，避難訓練を実施するものとする。

また，自衛水防組織の設置等に努めるものとする。

［危機管理課・職員課・総務課・公民連携・ＤＸ推進課・秘書広報課・農林水産課・港湾課・
けんこう課・ふくし課・こども課・かいご課・学校教育課］

１２－１７　津波浸水想定区域における避難の確保計画

１　津波警報等の伝達方法(津波防災地域づくりに関する法律第 54 条１項の１)

(1)　伝達方法

津波警報等の通知があれば，住民等に対して同報系防災行政無線，全国瞬時警報システム(Ｊ－ＡＬＥＲＴ)，防災情報メール，緊急速報メール配信，Ｌアラート，ＣＡＴＶ，広報車，コミュニティＦＭ，ホームページ，ツィッター，自治会・自主防災組織への連絡，各地区所有放送設備(島しょ部，王越町)等を活用し，周知する。

担当	伝達先	周知方法
総括班	市全域に周知	同報系防災行政無線 Ｊ－ＡＬＥＲＴ 防災情報メール,緊急速報メール
広報班	市全域に周知	報道機関，各地区放送設備， ホームページ，ツイッター
動員班	浸水想定区域に周知	広報車
総務班・出張所班	自治会長，自主防災組織等	電話連絡

(2)　伝達する内容

次の情報から伝達手段に応じた情報を選択して伝達する。

①　津波情報の種類と内容(避難を必要とする理由)
②　津波避難対象区域
③　避難先(指定緊急避難場所，指定避難所)
④　避難時の心得(早めの避難，避難時にはブレーカーを切る事など)
⑤　その他，避難に必要な情報

(3)　津波警報等の発表基準

種　類	発表基準	津波警報で発表される津波の高さ		津波警報・注意報を見聞きした場合にとるべき行動
		数値での発表 (予想の区分)	巨大地震時の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	１０ｍ超 (10m＜予想の高さ)	巨大	・木造家屋が全壊・流失し，人は津波による流れに巻き込まれます。 ・沿岸部や川沿いにいる人は，ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		１０ｍ (５m＜予想高≦10m)		
		５ｍ (３m＜予想高≦５m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え，３ｍ以下の場合	３ｍ (１m＜予想高≦３m)	高い	・標高の低いところでは津波が襲い,浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 ・沿岸部や川沿いにいる人は，ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2ｍを超え１ｍ以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合	１ｍ (0.2m＜予想高≦1m)	(表記しない)	・海の中では，人は速い流れに巻き込まれ，また，養殖いかだが流失し，小型船舶が転覆します。 ・海の中にいる人はただちに海から上がって，海岸から離れてください。

2　避難場所その他津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(1)　避難情報を発令する時は，必要に応じて指定緊急避難場所，指定避難所を開設する。

(2)　指定緊急避難場所および指定避難所の運営については，別途定める。

(3)　地域住民が定めている一時避難場所の開設・運営は，自主防災組織等により運営する。

(4)　津波避難対象地域内の住民は，自らの身を守るため，日頃から避難場所，避難経路の決定，非常持出品等の備えを行うものとする。また，避難に際して，避難経路が損傷している場合を想定して，迂回路等を設定しておくものとする。

(5)　避難行動要支援者に対しては，避難行動要支援者避難支援計画に基づき，地域での避難支援に努める。

3　津波浸水想定区域(津波防災地域づくりに関する法律第８条１項)内にある要配慮者利用施設

(1)　選定の方針

津波避難退職地域内にある要配慮者利用施設で，その利用者の警報発表時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設は次のとおりとする。

①　津波浸水想定区域内およびその北側沿岸部に存在する施設とする。

②　津波警報または大津波警報発表時に，円滑かつ迅速な避難が必要な次の施設とする。

ア　高齢者等施設

イ　障がい者施設

ウ　保育所・認定こども園

エ　幼稚園，学校

オ　医療機関

(2)　要配慮者利用施設一覧

①　高齢者等施設

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
1	特別養護老人ホーム 聖マルチンの園	沖の浜 1-5	46-3776	社会福祉法人 聖マルチンの家	かいご課
2	特別養護老人ホーム 松ヶ浦荘	大屋冨町 3100-13	47-3121	社会福祉法人 松寿会	
3	ケアハウス　俊幸	大屋冨町 3100-32	57-3400		
4	有料老人ホーム　愛の音	入船町 1-2-31	44-0036		
5	デイサービスセンター ふくろう	入船町 1-2-31	44-0621		
6	介護老人保健施設　松寿荘	大屋冨町 3100-26	47-4611		
7	グループホーム　みかんの花	大屋冨町 3100-30	47-3526		
8	小規模多機能型居宅介護事業所 オリーブの花	大屋冨町 3100-40	47-3521		
9	松ヶ浦荘 デイサービスセンター	大屋冨町 3100-13	47-3121		
10	特別養護老人ホーム 愛生苑	西庄町 79-1	45-8880	社会福祉法人 永世会	
11	小規模多機能事業所 まほろば	西庄町 88-1	45-6638		
12	ショートステイセンター つながり	西庄町 88-1	59-0857		
13	特別養護老人ホーム フラワーガーデンひまわり	京町 3-6-55	59-1165	社会福祉法人 愛友会	
14	住宅型有料老人ホームフラワーガーデンひまわり	京町 3-6-55	59-1165		

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
15	介護付有料老人ホーム フラワーガーデン京町	京町 3-6-56	46-2222	㈲マエダメディカルコーポ	かいご課
16	ケアハウス マイルドハート坂出	横津町 3-2-11	44-5255	社会福祉法人 鵜足津福祉会	
17	サービス付き高齢者向け住宅 アゼリア　あさひ	旭町 3-7-20	49-4172		
18	介護付有料老人ホーム楽陽	駒止町 1-3-5	59-0555	株式会社西日本 ファーマシー	
19	デイサービス　つくし	駒止町 1-3-5	59-0500		
20	デイサービス カーネーション	京町 3-6-56	59-0502	医療法人社団 まえだ整形外科医院	
21	グループホーム　パンジー	京町 3-6-56	59-0503		
22	医療法人社団 まえだ整形外科医院	室町 3-1-13	46-5056		
23	グループホーム　緑の里	寿町 1-3-1	45-1160	社会福祉法人 敬世会	
24	小規模多機能型居宅介護事業所 緑の家	寿町 1-3-1	44-1370		
25	サービス付き高齢者向け住宅 緑の庄	寿町 1-3-1	45-1170		
26	デイサービスセンター コスモス	寿町 1-3-1	59-2850	㈱城山ケアセンター	
27	デイセンター　緑生	江尻町 836-5	45-2805	医療法人社団 愛生会	
28	フィットネスデイサービス ファンデイズ	西大浜北 1-1-5	35-8815	株式会社 フルジェクト	
29	看護小規模多機能型居宅介護 然	谷町 2-2-48	45-4566	医療法人然	
30	坂出聖マルチン病院サービス付き 高齢者向け住宅「めぐみ」	谷町 1-4-68	46-6712	宗教法人カトリック聖ドミニコ宣教修道女会	
31	医療法人社団響会林内科呼吸器科医院(デイケア)	白金町 3-6-11	46-5302	医療法人社団 響会	
32	医療法人　然　みのりん	駒止町 1-3-5	85-8307	医療法人　然	

② 障がい者施設

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
1	障がい福祉サービス事業所 さかいで	久米町 1-5-43	46-3088	社会福祉法人 鵜足津福祉会	ふくし課
2	放課後等デイサービス さかいで	久米町 1-5-43	46-3088		
3	Ⅱ型身体障害者 デイサービスセンター坂出	横津町 3-2-11	44-5255		
4	いいケアサポート　みのり	谷町 2-2-48	45-4566	医療法人然	
5	多機能型　八幡園	白金町 1-2-10	46-5090	坂出市 社会福祉協議会	
6	コミュニティハウスやそば 共同生活援助　やそば第５	江尻町 1549-16	45-6746	社会福祉法人 若竹会	
7	多機能型　かけはし	大屋冨町 3100-13	47-3501	社会福祉法人 松寿会	

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
8	児童発達支援事業所 たけのこ坂出	谷町 1-5-15	85-6401	合同会社 たけのこ	ふくし課
9	精神障害者グループホーム 五色台　TANIMACHI	谷町 1-6-25	48-2811	医療法人社団 五色会	
10	精神障害者グループホーム 五色台　C-house	築港町 1-5-35			
11	精神障害者グループホーム 五色台　espoir(ｴｽﾎﾟﾜｰﾙ)	久米町 2-1-12			
12	グループホーム　あさひ	旭町 3-7-20	49-4172	社会福祉法人 鵜足津福祉会	

③　保育所・認定こども園

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
1	育愛館	中央町 8-58	46-5812	社会福祉法人 イエス団	こども課
2	神愛館		85-3133		
3	坂出保育園	京町 2-5-13	45-5528	社会福祉法人 豊城福祉会	
4	林田保育園	林田町 3230-1	47-0709	社会福祉法人 林田保育園	
5	江尻保育所	江尻町 1057-1	46-4339	市立保育所	
6	西部保育所	御供所町 1-1-41	46-5925	市立保育所	
7	認定こども園 坂出一高幼稚園(幼稚園型)	駒止町 2-2-10	45-2141	学校法人 花岡学園	
8	認定こども園 ルンビニ幼稚園(幼稚園型)	新浜町 3-6	46-9775	学校法人 真利学園	
9	認定こども園 松山こども園	高屋町 1101-3	47-0584	市立こども園	

④　幼稚園，学校

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
1	坂出中央幼稚園	室町 1-1-32	46-3989	市立幼稚園	こども課
2	瀬居幼稚園(休園中)	番の州町 17-5	44-0782	市立幼稚園	
3	香川大学教育学部 附属幼稚園	文京町 1-9-4	46-2694	公立幼稚園	
4	坂出市児童館	寿町 1-3-38	46-5078	児童館	
5	坂出小学校	白金町 1-3-7	46-2149	市立小学校	学校教育課
6	東部小学校	室町 1-1-21	45-0234	市立小学校	
7	松山小学校	高屋町 1050	47-0606	市立小学校	
8	香川大学教育学部 附属坂出小学校	文京町 2-4-2	46-2692	公立小学校	
9	東部中学校	久米町 2-7-46	46-2159	市立中学校	
10	坂出高等学校	文京町 2-1-5	46-5125	県立高校	

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
11	坂出工業高等学校	御供所町 1-1-2	46-5191	県立高校	学校教育課
12	坂出第一高等学校	駒止町 2-1-3	46-2157	私立高校	

⑤　医療機関

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
1	総合病院　回生病院	室町 3-5-28	46-1011	医療法人財団 大樹会	けんこう課
2	坂出市立病院	寿町 3-1-2	46-5131	市立病院	
3	聖マルチン病院	谷町 1-4-13	46-5195		
4	香川成人医学研究所附属診療所 ウェルクリニック	横津町 3-2-31	45-2312		
5	上里医院	江尻町 836-5	45-8111		
6	坂出市国民健康保険与島診療所	与島町 102	43-0010		
7	なかしま皮膚科医院	文京町 1-1-13	44-4934		
8	吉田内科医院	元町 1-3-18	44-1020		
9	大木眼科久保歯科医院	江尻町 1149-2	46-3434		
10	みのりクリニック	駒止町 1-3-5	59-0082		
11	坂出メンタルクリニック	駒止町 1-3-5	45-7672		
12	室田医院	元町 2-9-15	46-8466		
13	津田皮膚科医院	室町 2-5-4	46-5948		
14	つざき内科クリニック	林田町 3348-2	47-0130		
15	林内科呼吸器科医院	白金町 3-6-11	46-5302		
16	北條クリニック	江尻町 716	46-2201		
17	まつむら内科クリニック	江尻町 1577-1	44-1133		
18	三木内科胃腸科医院	宮下町 1-26	46-3658		
19	うちだ小児科医院	駒止町 1-4-30	46-2622		
20	峯小児科医院	寿町 3-4-10	46-4315		
21	淡河医院	寿町 3-3-15	46-3937		
22	高尾医院	元町 1-10-5	46-5111		
23	番の州ハピネスクリニック	八幡町 3-2-20	44-5566		
24	まえだ整形外科外科医院	室町 3-1-13	46-5056		

番号	施設名	所在地	電話番号	事業者名	連絡担当課
25	ふじみ眼科・内科クリニック	富士見町 1-1-11	45-8600		けんこう課
26	聖母眼科医院	室町 2-1-39	46-4481		
27	耳鼻咽喉科かなたき医院	本町 2-4-15	46-2525		

4　浸水想定区域内にある要配慮者利用施設への津波予報等の伝達方法(津波防災地域づくりに関する法律第 55 条)

(1)　伝達方法

第 54 条 1 の 1 の規定により津波警報等の通知を受けた場合，または津波警報等の発表を覚知した場合は，上記の要配慮者利用施設に，連絡担当課から電話等を利用して伝達する。

(2)　伝達する内容

①　津波警報等の内容(津波の高さ，到達時間など)
②　避難情報の対象地区
③　指定緊急避難場所
④　当該施設において避難計画を定めている場合は，計画に沿って避難を行うこと。
⑤　避難計画がない場合は，すみやかに利用者の避難の準備を開始し，準備が完了したらただちに避難を開始すること。
⑥　その他，施設の態様に応じた必要な措置
⑦　避難が完了した場合は，その旨を市に連絡すること。

(3)　伝達系統図

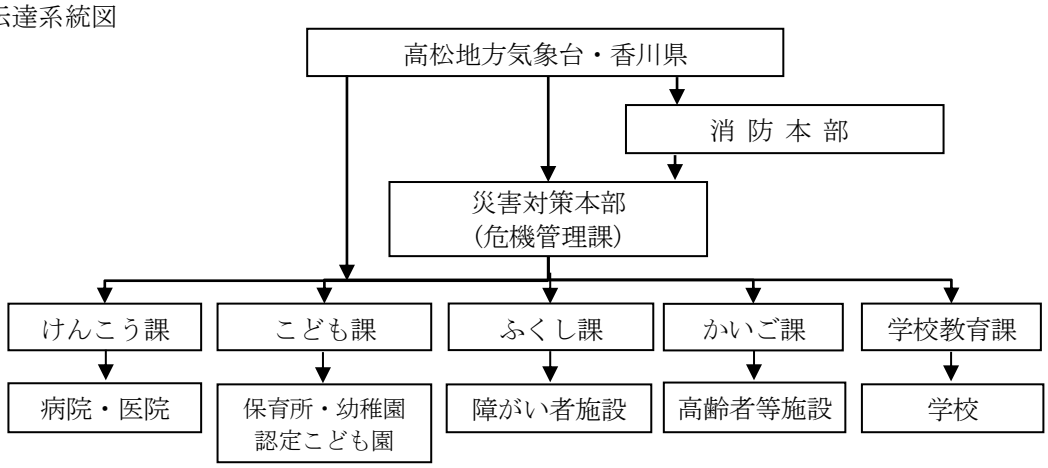

(4)　要配慮者利用施設における情報収集

要配慮者利用施設の管理者等は，次の方法により情報の収集に努めるものとする。

①　目視等(施設周辺の状況等)
②　テレビ，ラジオ(気象情報，避難情報等)
③　インターネット(気象情報，土砂災害情報，避難情報等)
④　防災情報メール(気象情報，避難情報等)
⑤　サイレン吹鳴装置，広報車の放送(避難情報等)

5　要配慮者利用施設における避難体制の整備

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の管理者または所有者等は，津波発生時における利用者の円滑かつ迅速な避難を実施するため，避難確保計画を作成し，この計画を市長に報告するとともに，当該計画に基づき，避難訓練を実施するものとする。

また，自衛水防組織の設置等に努めるものとする。

［危機管理課・職員課・総務課・公民連携・ＤＸ推進課・秘書広報課・建設課・港湾課・
けんこう課・ふくし課・こども課・かいご課］

１２－１８　巨大地震警戒対応（半割れケース）における避難の確保計画

1　南海トラフ地震臨時情報の伝達方法

(1)　伝達方法

南海トラフ地震臨時情報の発表があれば，住民等に対して同報系防災行政無線，防災情報メール，緊急速報メール配信，Ｌアラート，ＣＡＴＶ，広報車，コミュニティＦＭ，ホームページ，ツイッター，自治会・自主防災組織への連絡，各地区所有放送設備（島しょ部，王越町）等を活用し，周知する。

津波警報等により，指定緊急避難場所へ避難している場合は，指定緊急避難場所で勤務している職員から，南海トラフ地震臨時情報の発表内容を伝達し，津波注意報解除後，高齢者等事前避難対象地域に対する高齢者等避難の発令について伝達する。

担当	伝達先	周知方法
総括班	市全域に周知	同報系防災行政無線 防災情報メール 緊急速報メール
広報班	市全域に周知	報道機関，各地区放送設備， ホームページ，ツイッター
動員班	事前避難対象地域に周知	広報車
総務班・出張所班	自治会長，自主防災組織等	電話連絡
避難所班	指定緊急避難場所の避難者	口頭，掲示板

(2)　伝達する内容

次の情報から伝達手段に応じた情報を選択して伝達する。

①　南海トラフ地震臨時情報のキーワードと内容（避難を必要とする理由）
②　高齢者等事前避難対象地域
③　避難先（指定避難所等）
④　避難時の心得（避難生活に必要なものは自ら準備）
⑤　その他，避難に必要な情報

(3)　南海トラフ地震に関する情報（気象庁ホームページから）

①　「南海トラフ地震に関連する情報」は，南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので，この情報の種類と発表条件は以下のとおりです。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され，その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合，または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。

② 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で情報発表します。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード6.8以上※1の地震※2が発生 ・１カ所以上のひずみ計※3での有意な変化※4と共に，他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化※4が観測され想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり※5が発生している可能性がある場合など，ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他，想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等，南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※6 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内において，モーメントマグニチュード7.0以上の地震※2が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く。) ・想定震源域内のプレート境界面において，通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	・(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※１：モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために，マグニチュードの推定誤差を見込み，地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始します。

※２：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。

※３：気象庁および静岡県により東海地域に設置されたひずみ計，産業技術総合研究所により愛知県，三重県，和歌山県，高知県，愛媛県に設置されたひずみ計を使用します。

※４：気象庁では，ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを１～３として，異常監視を行っています。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し，平常時のデータのゆらぎの変化速度(24 時間など，一定時間でのひずみ変化量)についての出現頻度に関する調査に基づき，観測点毎(体積ひずみ計)，成分毎(多成分ひずみ計)に設定されています。

具体的には，

レベル１：平常時のデータのゆらぎの中の１年に１～２回現れる程度の値に設定。

レベル２：レベル１の 1.5～1.8 倍に設定。

レベル３：レベル１の２倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル３の変化を，

「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル１以上の変化を意味します。

※５：ひずみ観測において捉えられる従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なるプレート境界におけるゆっくりすべりを意味します。南海トラフのプレート境界深部(30～40km)では数ヶ月から１年程度の間隔で，数日～１週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており，東海地域，紀伊半島，四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されています。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や同じような場所であっても変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には，プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから，南海トラフ地震との関連性についての調査を開始します。

なお，数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり(長期的ゆっくりすべり)の場合はその変化速度が小さく，短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから，本ケースの対象としません。

※６：断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて，巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし，このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため，気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

2　指定避難所等その他津波注意報解除時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(1)　高齢者等避難を発令する時は，南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表や津波注意報の解除状況を確認するとともに，事前に指定避難所を開設する。

(2)　避難については，津波注意報解除後，高齢者等避難の発令を受けて，指定避難所または親類や知人宅等へ事前避難する。この場合，避難する場所は津波浸水想定区域外とする。

(3)　指定避難所の運営については，別途定めることとするが，避難生活に必要なものは事前避難者が自ら準備し，自主的に運営することを基本とする。

(4)　事前避難者の状況によっては，避難者本人に確認のうえ，福祉避難所の開設を調整し，福祉避難所に避難させる。

3　事前避難を必要とする地域

(1)　選定の方針

地震が発生してからの避難では，住民の身体に危険のおそれがある場合など，後発地震による災害リスクが高い地域を高齢者等事前避難対象地域に指定し，その地域における円滑かつ確実な住民の避難の確保を図る必要があると認められる区域は次のとおりとする。

①　大規模地震発生時において，河川・海岸堤防の崩壊や地盤沈降により，30 ㎝以上の浸水が 30 分以内に生じると想定される地域とする。

②　高齢者等事前避難対象地域内に居住する高齢者や障がい者，乳幼児等，大規模地震発生時に自ら避難することが困難な者や避難に要する時間が長くなる者などの要配慮者を事前避難対象者とする。

(2)　高齢者等事前避難対象地域

地区	町名	字名
金山	江尻町	北新開
林田	林田町	新開，与北，北須賀
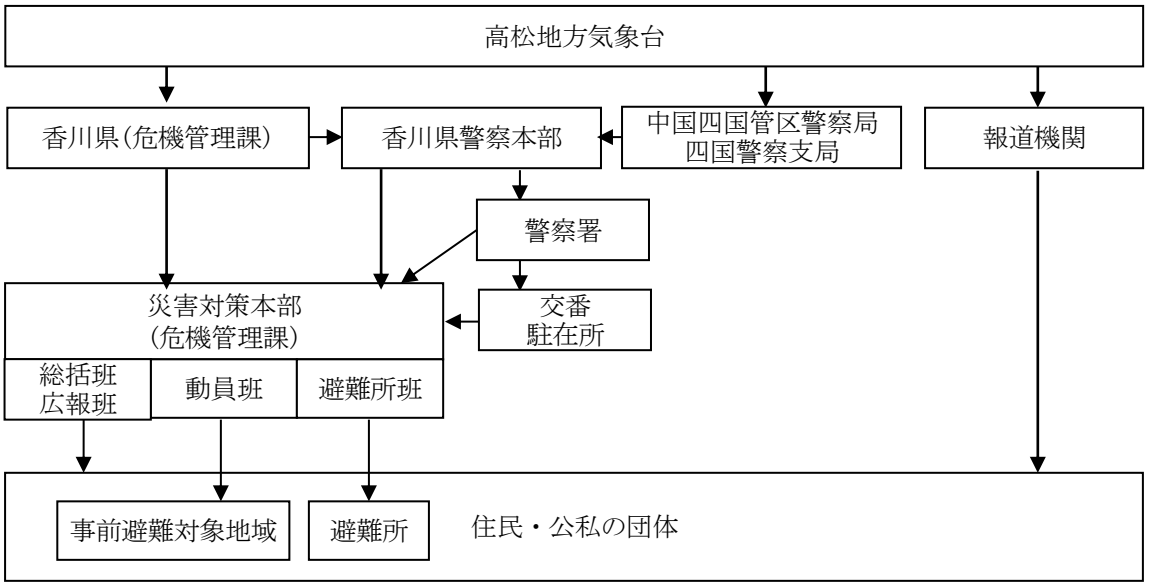
4　南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達系統図